



第4期 宇城市

地域福祉計画 地域福祉活動計画



令和7年3月

宇城市・宇城市社会福祉協議会



ごあいさつ

近年、少子高齢化や人口減少が進む中で、生活困窮、ひきこもり、ダブルケアやヤングケアラー、８０５０問題等、多様な福祉課題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も重なったことで、人と人とのつながりが希薄化し、地域の活力の低下が懸念される状況となっています。



こうした課題に対応するため、宇城市では、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、「第４期宇城市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取り組みを継承するとともに、地域共生社会の実現に向けた新たな施策を展開し、地域住民、関係機関、行政が一体となって、包括的な支援体制の整備を目指します。今回の計画では新たに、令和７年度より実施する重層的支援体制整備事業を推進するための「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用促進のための「成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪をした人等への社会復帰支援のための「再犯防止推進計画」も包含し、多様な課題への対応を盛り込んだ内容となっています。

また、宇城市が地域福祉の方向性を示す「地域福祉計画」と、宇城市社会福祉協議会がその具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しており、この計画に基づいて、地域住民、関係機関、行政の連携や支援体制をより一層強化し、地域共生社会への実現に向けた取り組みを推進していきます。

結びに、策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定協議会委員の皆様、関係機関の皆様、アンケート調査等に協力いただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げます。今後も、ともに手を取り合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりに邁進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

宇城市長

末松直洋

ごあいさつ

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉推進」の中核的機関として位置づけられており、時代の変遷とともに担うべき責務はますます重要になっています。



近年、経済状況の変化や少子高齢化、核家族化等の進展により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。そのような中、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互のつながりの希薄化が進行し、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなどの福祉課題も複雑化多様化してきています。そのため、公共の福祉サービスのみでは対応が難しくなっており、改めて地域における助け合い、支え合い社会の構築が求められています。

こうした社会情勢の中、本会では、市とともに地域福祉を推進していくため、行政計画である「地域福祉計画」と、民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を、一体的に策定しました。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、誰もが役割をもって地域を支える一員となれるよう、地域での居場所や通いの場、人と人のつながり、地域の見守り・支え合い活動を推進していきます。そのためには、市民の皆様や関係機関・団体、社会福祉施設、行政の皆様方との協働が不可欠であります。

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とし、市と連携を図りながらより一層の地域福祉の推進に努めてまいりますので、何卒、ご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

宇城市社会福祉協議会会長

野田真

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1.計画策定の背景と目的	1
(1) 地域福祉とは	2
(2) 地域共生社会とは	3
(3) SDGsとの関係	4
2.計画の根拠と位置づけ	5
3.計画の期間	8
4.計画の策定体制	9
第2章 宇城市の現状と課題	11
1.統計データからみる宇城市の現状	11
2.市民アンケート調査の結果からみる地域の現状	22
3.ワークショップの結果からみる地域の課題	33
4.調査結果等からみる現状と課題	35
第3章 地域福祉計画	38
1.課題の整理	38
2.計画の理念	40
3.計画の柱と取り組み	41
4.計画の柱による地域福祉の推進	43
第4章 地域福祉活動計画	62
1.社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の理念	62
2.社会福祉協議会の主要事業	63
3.社会福祉協議会の取り組み	68
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画	85
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	92
第7章 再犯防止推進計画	96
第8章 計画の推進	99
1.計画実現のための役割と取り組み	99
2.関係団体との連携・協働と計画の進行管理	101
資料	103

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の背景と目的

近年、日本全体で少子高齢化や人口減少が進む中、地域や家庭における支え合いの機能低下が懸念されています。こうした社会状況を背景に、一人暮らし高齢者の増加、生活困窮、高齢の親とひきこもり状態のこどもからなる8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア等、各家庭や地域が抱える課題は多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により人々のつながりが希薄化し、地域の活力低下が浮き彫りになっています。

さらに、熊本県はこれまでに熊本地震や豪雨災害といった大規模災害を経験しており、これらの災害からの復興を通じて、地域コミュニティの再構築や「自助」「互助」「共助」「公助」の重要性が再認識されています。

また、国際的には「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現が進められています。この目標を踏まえ、宇城市においても多様な個人、団体等が支え合い、安心して暮らせる地域共生社会を実現することが求められています。

こうした社会的背景や課題に対応するため、宇城市では令和2年度に策定した第3期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組みを継承・深化させるとともに、地域共生社会の実現に向けた新たな施策を展開するため、第4期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。本計画では、地域住民や福祉関係者、関係機関が一体となって、多様化する地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を目指します。

宇城市が住民一人ひとりの暮らしや生きがいを守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる未来を共に築いていくため、本計画の推進を図ります。

（１）地域福祉とは

『地域福祉』とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるように、地域住民、団体、事業者、行政等が協力しながら地域の課題を解決するための取り組みや仕組みを指します。令和３年４月の社会福祉法の改正では、「地域福祉の推進は、地域住民等が相互に助け合って地域福祉に参画すること」と示されています。

地域福祉の推進には、『自助、互助、共助、公助』の連携・協力が必要です。

重層的に支え合うことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

地域福祉の「４助」の連携

「自助」・・・一人ひとりが主体的に介護予防等に取り組み、自分の心と身体を健康に保ったり、自分の能力・収入で生活すること

「互助」・・・地域での支え合いやボランティア活動等で、お互いさまの関係性を築くこと

「共助」・・・制度化された相互扶助による助け合いのこと
(介護保険制度・医療保険制度・年金保険制度等)

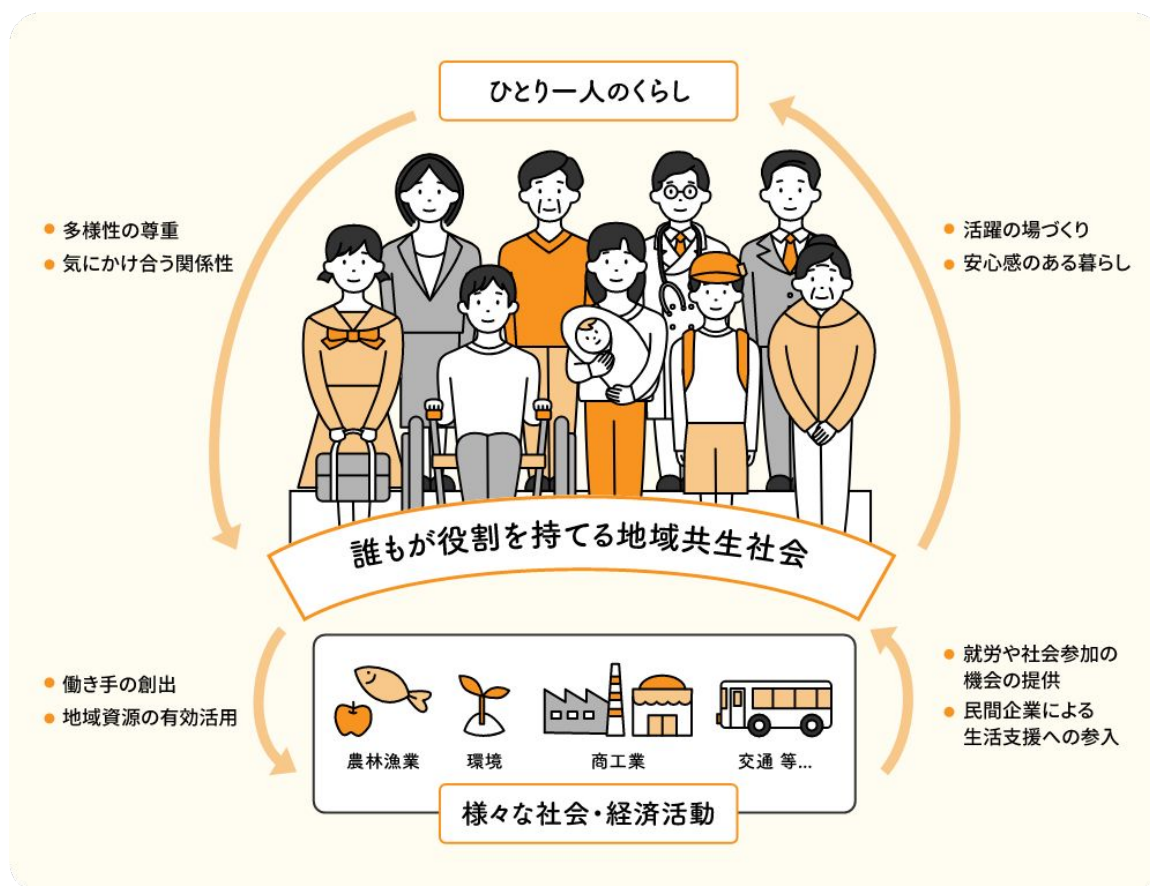
「公助」・・・行政による公的支援
(生活保護制度や高齢者・障がい者福祉事業等)



（２）地域共生社会とは

『地域共生社会』とは、制度や分野ごとの縦割りを超えて、支援する人と支援を必要とする人を区別せず、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながりながら課題の解決に参画し、誰もが地域社会の一員として役割を持ち、尊重され、お互いに助け合って生きていくことができる社会を目指す考え方です。

これによって、高齢者、障がい者、こどもや子育て家庭等、すべての住民が安心して生活できる社会の実現を目指します。



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

(3) SDGsとの関係

国際目標 SDGs（持続可能な開発目標）とは、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の指針となっています。

17の目標と169のターゲットが設定され、グローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには国・県・市町村レベルでの取り組みが必要です。

本計画においても、SDGsの理念を反映させ、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指して取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2.計画の根拠と位置づけ

Ⅰ 計画の根拠

『地域福祉計画』

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」に該当し、市町村が行政計画として策定するもので、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項を一体的に定める計画とされています。

【社会福祉法】第 107 条第 1 項第 1 号～5 号

- 1 地域における高齢者の福祉・障がい者の福祉・児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

『地域福祉活動計画』

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が、全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」に沿って策定するものです。宇城市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

『重層的支援体制整備事業実施計画』

「重層的支援体制整備事業」は社会福祉法第 106 条の 4 に既定され、第 106 条の 5 にて「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように務めることとされています。

重層的支援体制整備事業は、複合・複雑化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取り組みを生かしつつ、包括的な支援体制を構築するために創設された事業で、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。宇城市は令和 7 年度からの事業開始に向けて、地域福祉計画に「重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、一体的に施策の展開を図ることとします。

『成年後見制度利用促進基本計画』

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づく計画です。

認知症や知的障がい等の理由で判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めることで、地域で誰もが自分らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的としています。国で示す地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野とされていることから、地域福祉計画に計画を包含し、同時期に見直しを行います。

『再犯防止推進計画』

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく計画です。

犯罪や非行から立ち直ろうとしている人の円滑な社会復帰の支援等、再犯防止の推進を目的とし、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

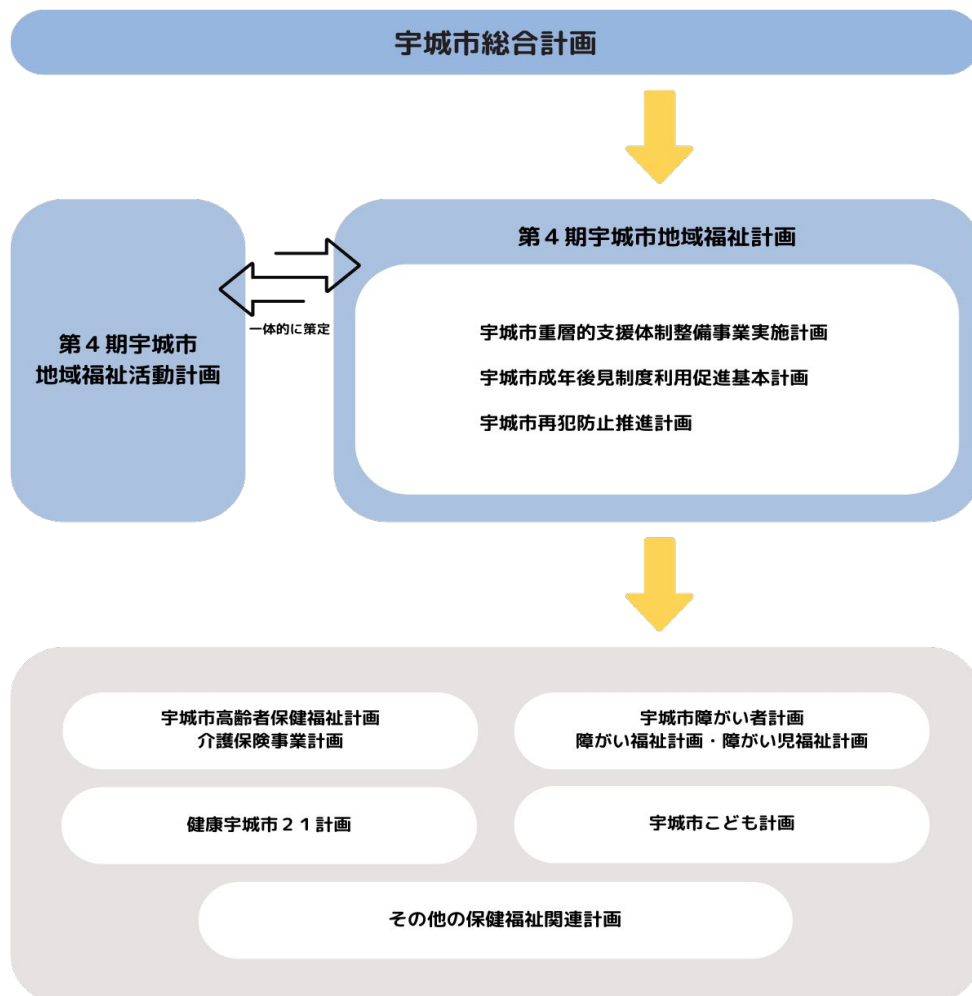
国で示す地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野とされていることから、地域福祉計画に計画を包含し、同時期に見直しを行います。

Ⅰ 総合計画、個別計画との位置づけ

宇城市の最上位計画である「宇城市総合計画」のもと、本計画は市の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等、様々な福祉分野における行政計画と連携・整合性を図ります。

また、本計画は、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を包含し、一体的に策定しています。

なお、各分野の具体的な施策については、個別計画において推進されることを基本とします。



3.計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とし、最終年度には見直しを行います。また、計画期間内であっても、社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第3期 計画						
↑ 見直し	第4期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画					
					↑ 見直し	第5期 計画

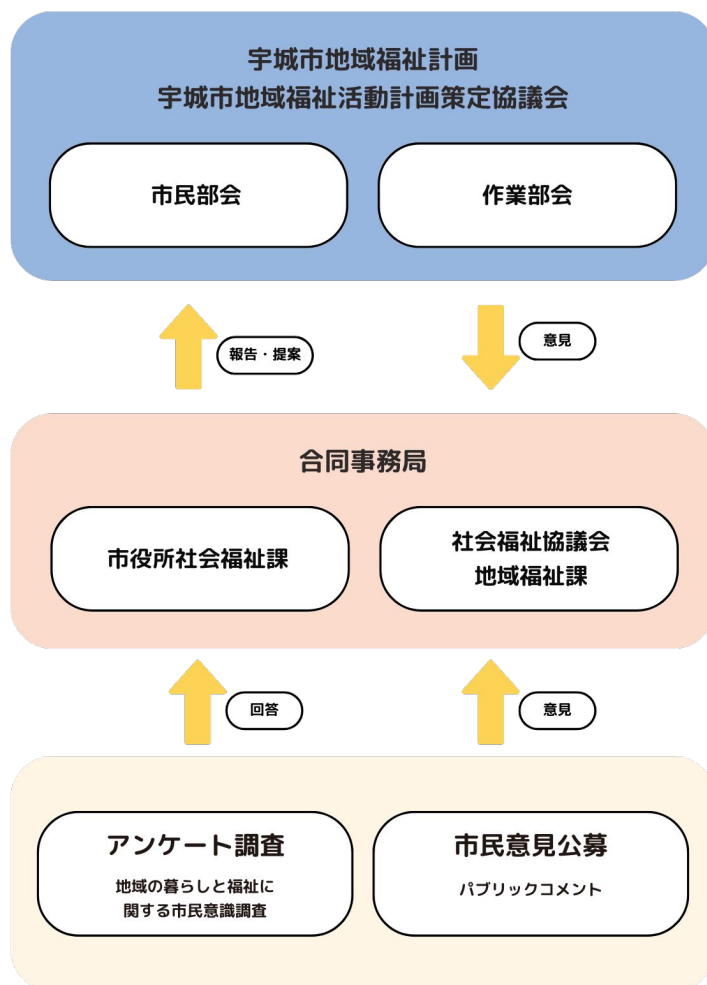
4.計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定するにあたり、広く市民のニーズを把握するためアンケート調査を実施し、調査結果の集計と分析を行いました。

また、素案の立案のため、公募等により選出された市民等で構成する市民部会や、市職員等で構成する作業部会にて意見交換や計画の検討を行いました。

市と市社会福祉協議会による計画策定に向けた合同事務局を構成し、連携して企画立案を行い、地域組織の代表等で構成する「宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会」にて審議を行いました。

計画の策定前には、市民から意見や提案を募集することを目的に、パブリックコメントを実施しました。



市民アンケート調査

【WEB調査】

■ 調査対象者

・宇城市内でのイベント会場や公共施設等への来場者 〈736人〉

■ 調査方法

・直接配布、WEB回答または直接回答

■ 実施期間

・令和6年3月2日～令和6年3月23日

■ 有効回収数及び有効回収率

705人（95.8％）

【紙調査】

■ 調査対象者

・社会福祉協議会が開催する地域活動への参加者 〈300人〉

■ 調査方法

・直接配布、直接または郵送での回答

■ 実施期間

・令和6年7月16日～令和6年8月15日

■ 有効回収数及び有効回収率

129人（43.0％）

パブリックコメント（意見公募手続）

■ 実施方法

・市ホームページに掲載、市社会福祉課で計画（案）の閲覧

■ 実施期間

・令和7年2月28日～令和7年3月19日まで

■ 実施結果

・意見提出者数：0人 意見の件数：0件

第2章 宇城市の現状と課題

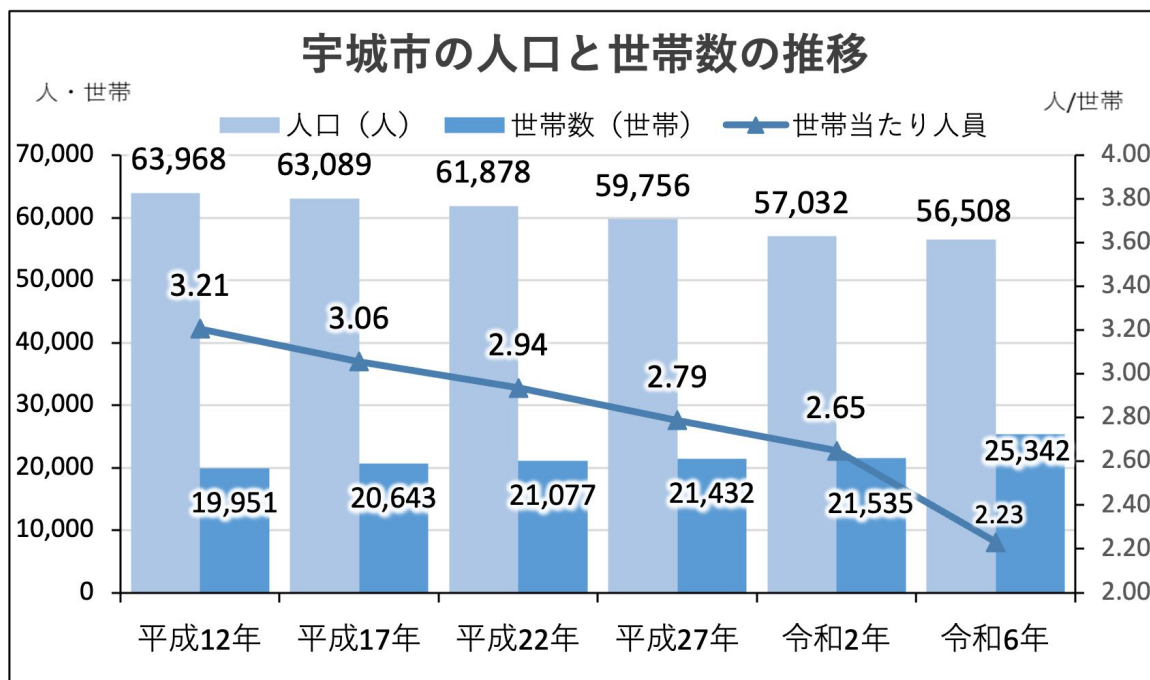
1.統計データからみる宇城市の現状

(1) 全市における人口の推移

本市の人口は、平成12年の63,968人から令和6年には56,508人となり、7,460人減少しています。

一方、世帯数は平成12年の19,951世帯から令和6年には25,342世帯となり、5,391世帯増加しています。

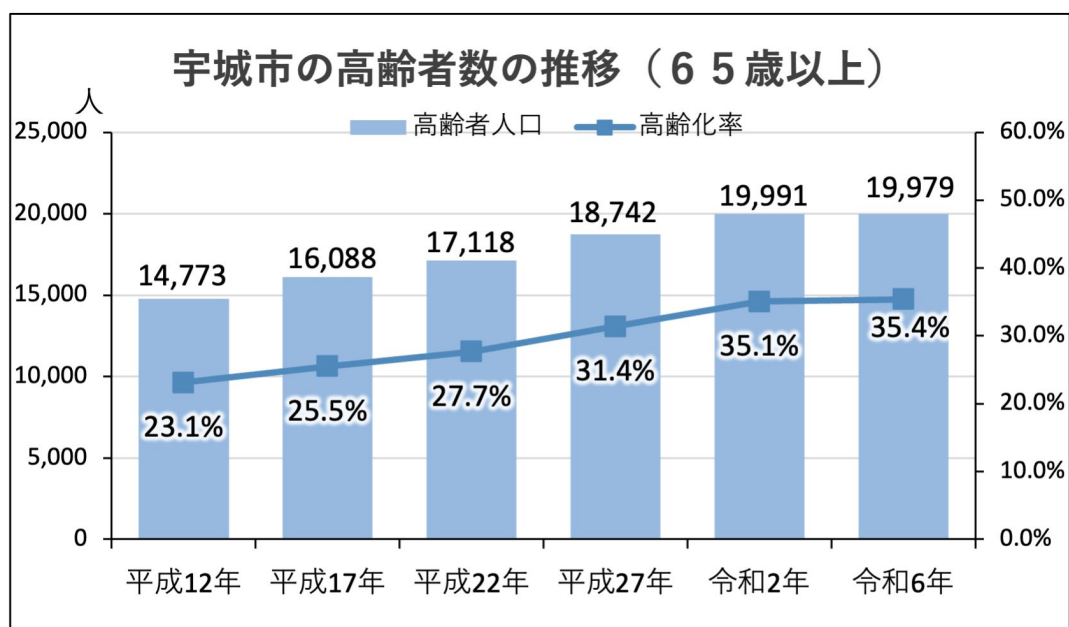
平成12年以降人口は減り続け、一世帯当たりの世帯員は減少傾向にあります。



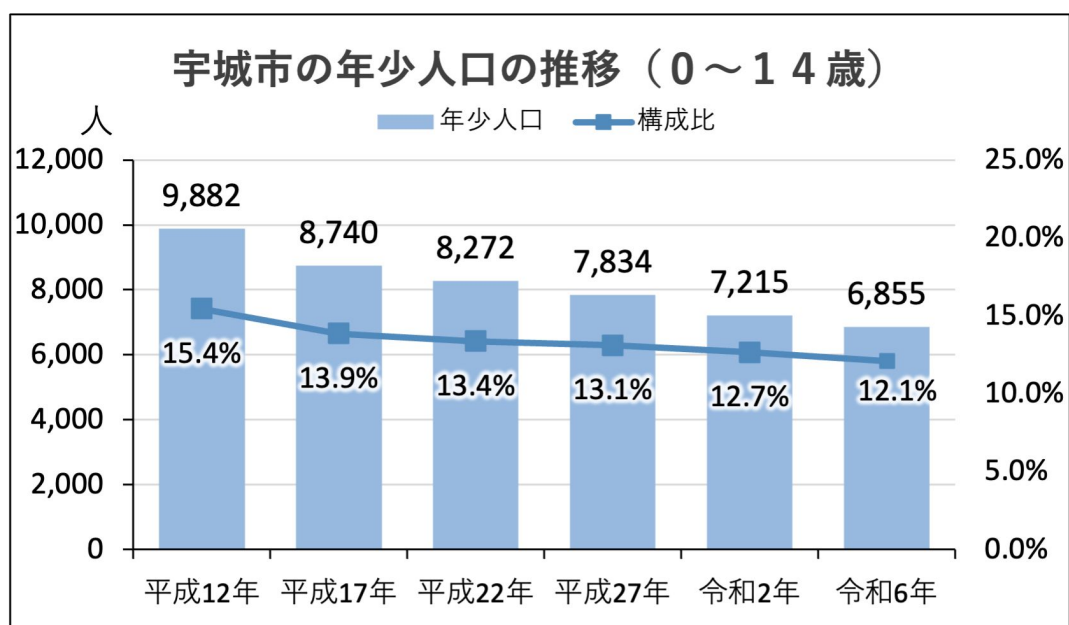
※国勢調査、R 6は住民基本台帳

65歳以上の高齢者数をみると、平成12年の14,773人から令和6年には19,979人と5,206人増加し、令和6年の高齢化率は35.4%となっています。

一方、14歳以下の年少人口をみると、平成12年の9,882人から令和6年には6,855人と3,027人減少し、少子高齢化が進んでいます。



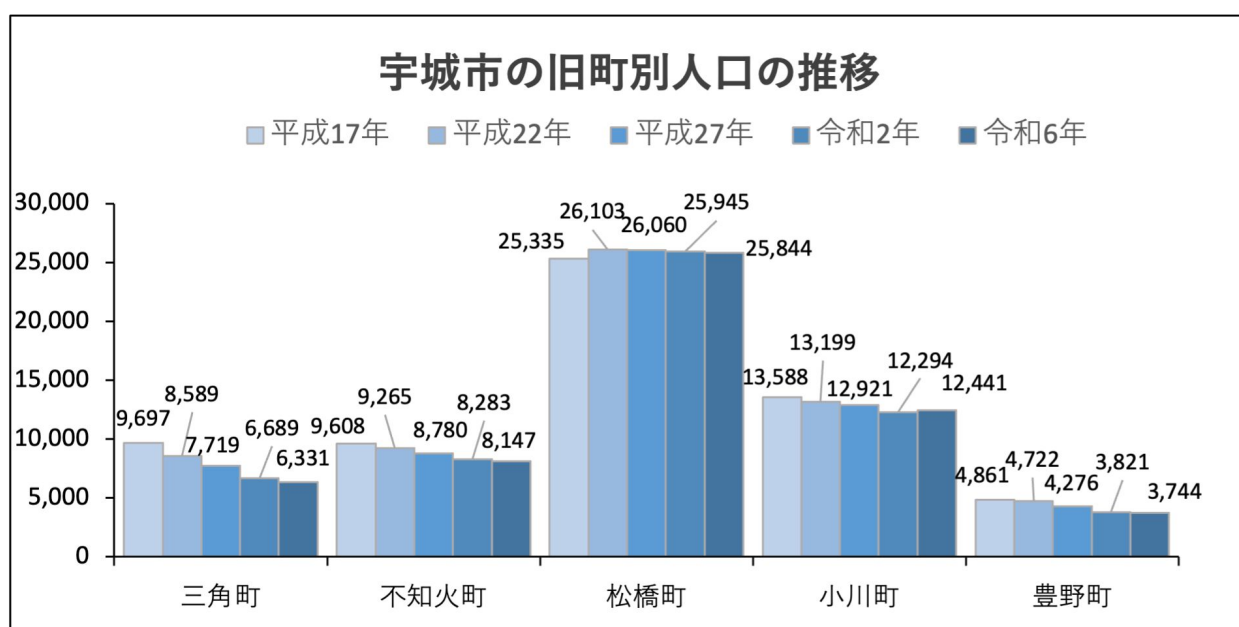
※国勢調査、R 6 は住民基本台帳



※国勢調査、R 6 は住民基本台帳

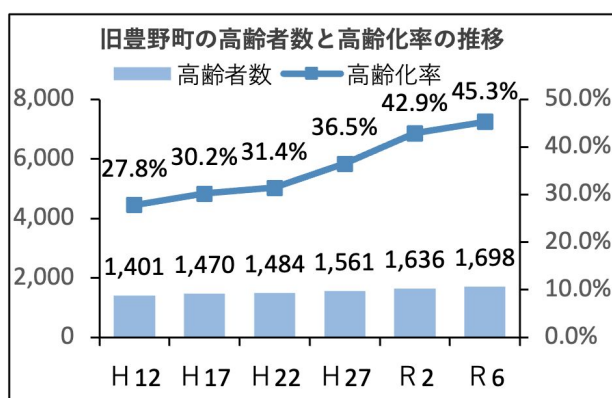
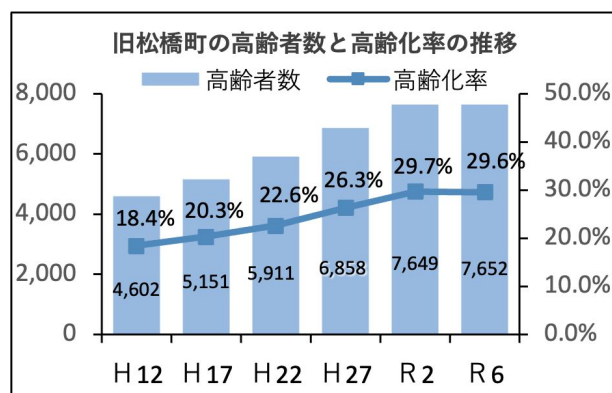
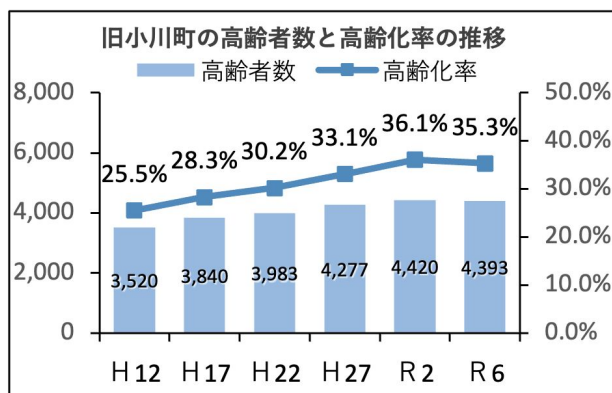
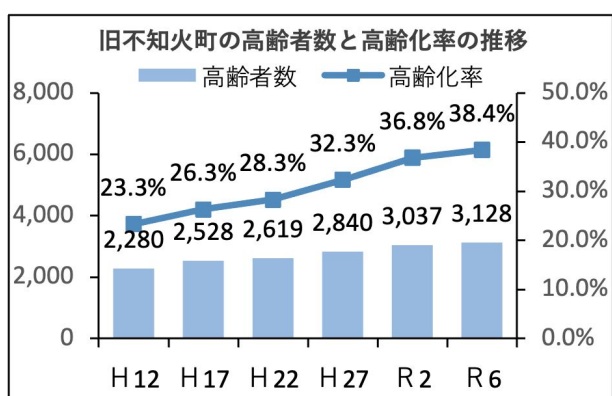
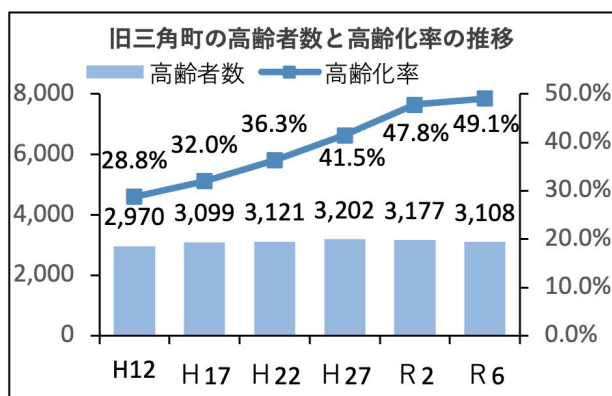
（２）旧町別での人口の推移

旧町別に平成１７年から令和６年までの人口の増減をみると、旧松橋町５０９人増、旧三角町３,３６６人減、旧不知火町１,４６１人減、旧小川町１,１４７人減、旧豊野町１,１１６人減となっており、旧松橋町を除くすべての町で人口が減少しています。



※国勢調査、R 6 は住民基本台帳

令和6年の高齢化率をみると、高い方から旧三角町49.1%、旧豊野町45.3%、旧不知火町38.4%、旧小川町35.3%、旧松橋町29.6%の順となっています。



※国勢調査、R6は住民基本台帳

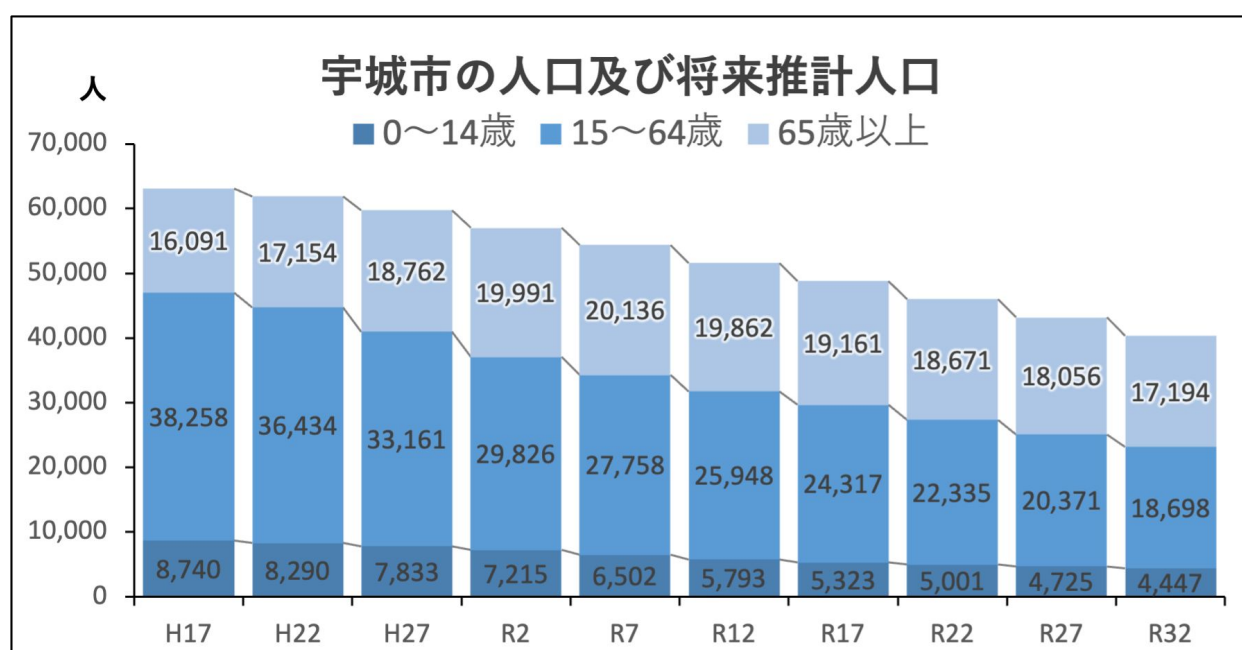
(3) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年の推計によると、本市の人口は令和2年の57,032人から令和32年には40,339人となり、30年間で16,693人減少するとされています。

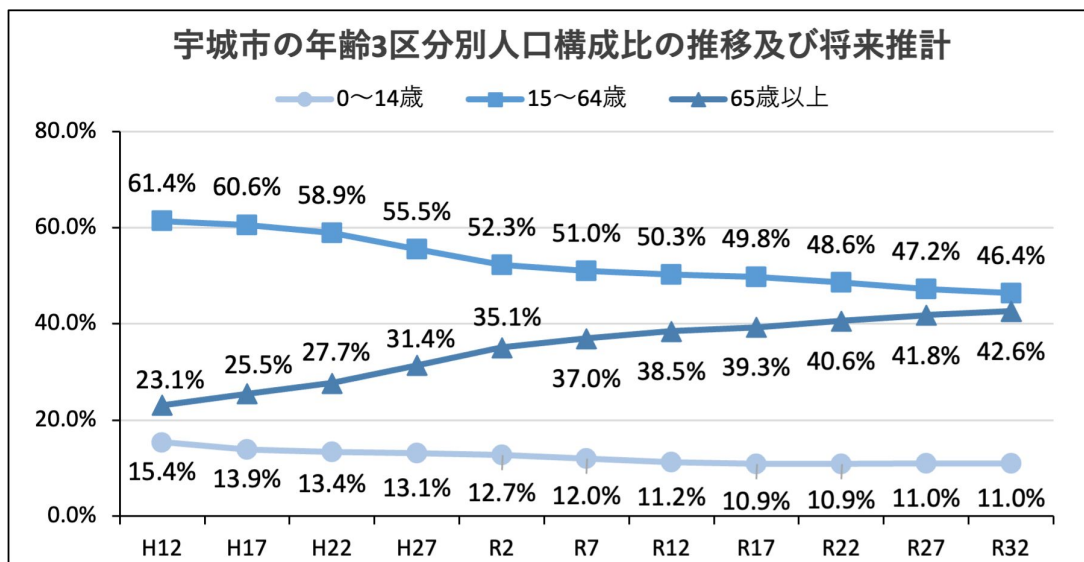
高齢者数は、令和2年の19,991人から令和32年には7,194人へと2,797人減少するものの、高齢化率は令和32年には42.6%に増加。

15～64歳の生産年齢人口は、令和2年の29,826人から令和32年には18,698人となり、30年間で11,128人減少。

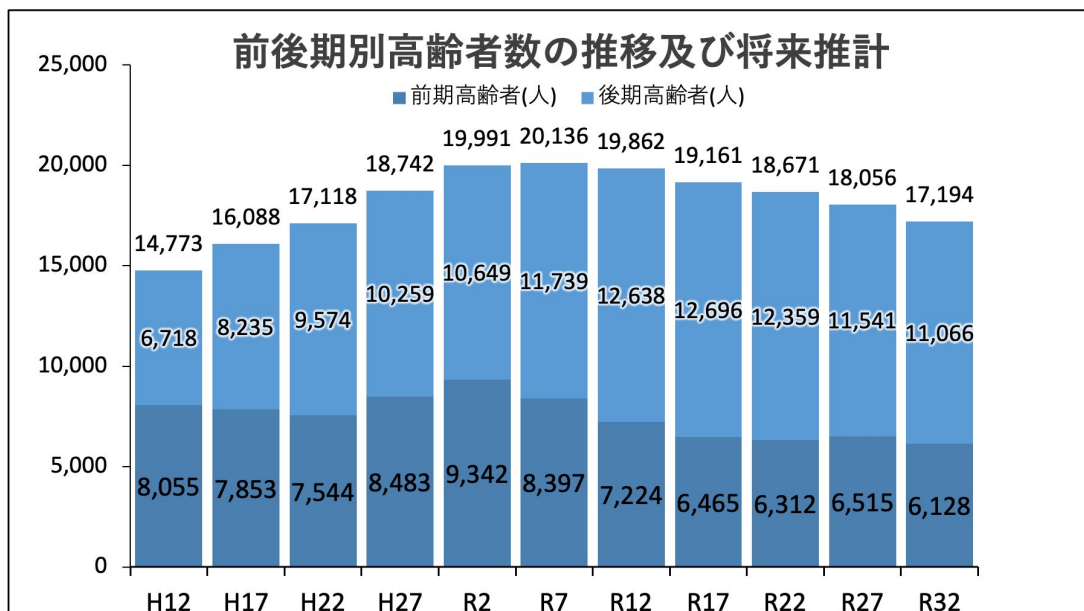
14歳以下の年少人口は、令和2年の7,215人から令和32年には4,447人となり、30年間で2,768人減少するとされています。



※国勢調査（H17～R2）及び「国立社会保障・人口問題研究所」（令和5年推計、R7～R32）



※国勢調査（H 1 7 ～R 2）及び「国立社会保障・人口問題研究所」（令和 5 年推計、R 7 ～R 3 2）

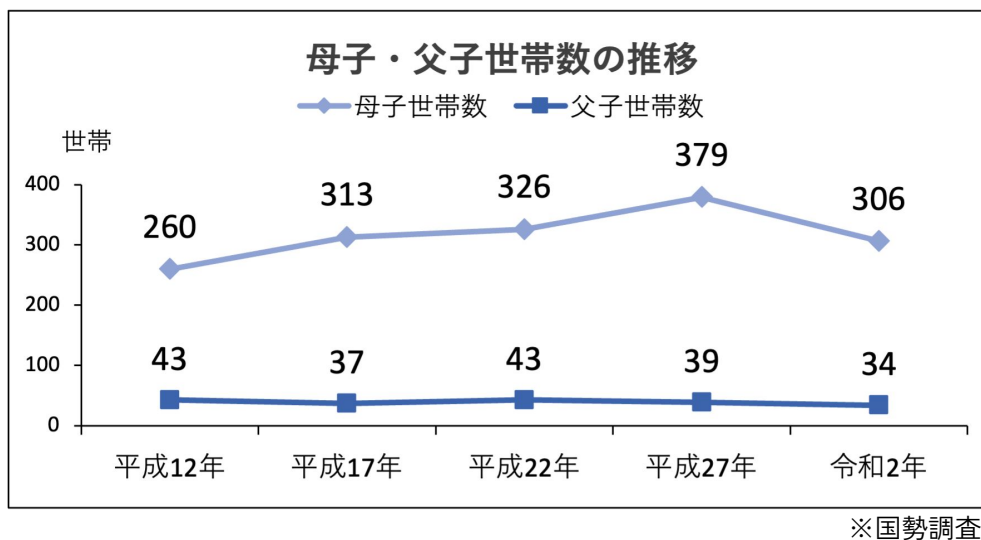


※国勢調査（H 1 7 ～R 2）及び「国立社会保障・人口問題研究所」（令和 5 年推計、R 7 ～R 3 2）

(4) 母子・父子世帯数及び高齢者世帯数の推移

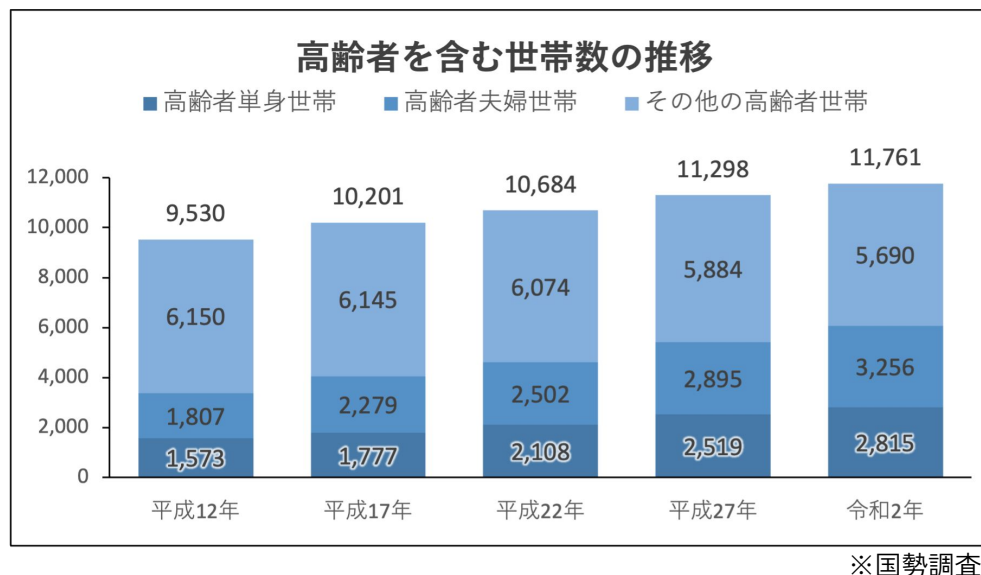
母子世帯数の推移をみると、平成12年の260人から平成17年313人、平成22年326人、平成27年379人と増加傾向にあったのが、令和2年には306人と73人減少しています。

一方、父子世帯数をみると、平成12年の43人から平成17年37人、平成22年43人、平成27年39人、令和2年34人と横ばい傾向にあります。



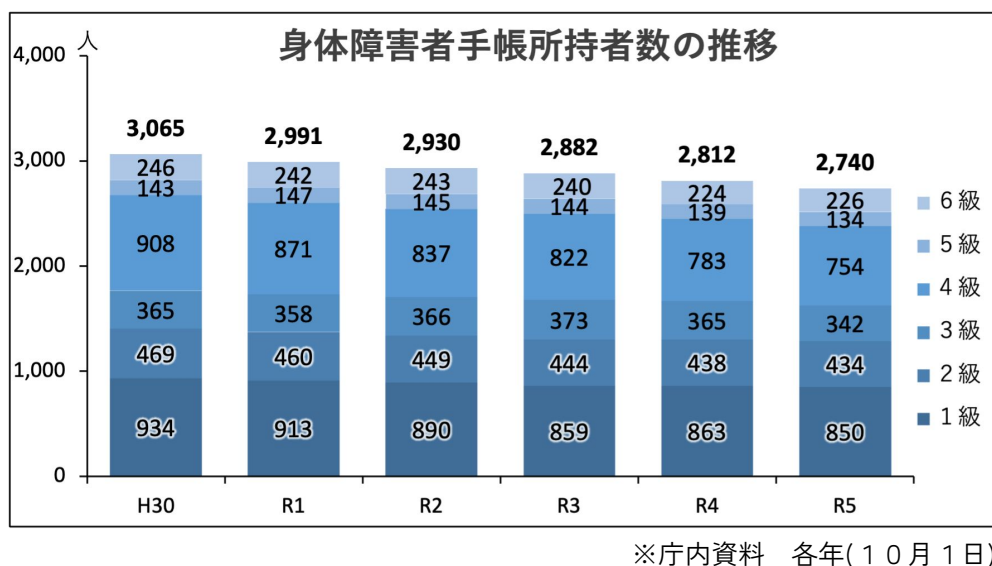
高齢者を含む世帯数は平成12年の9,530世帯から令和2年には11,761世帯となり、20年間で2,231世帯増加しています。このうち高齢者単身世帯は平成12年の1,573世帯から令和2年には2,815世帯となり1,242世帯増加しています。

また、高齢者夫婦世帯も平成12年の1,807世帯から令和2年には3,256世帯となり1,449世帯増加しています。



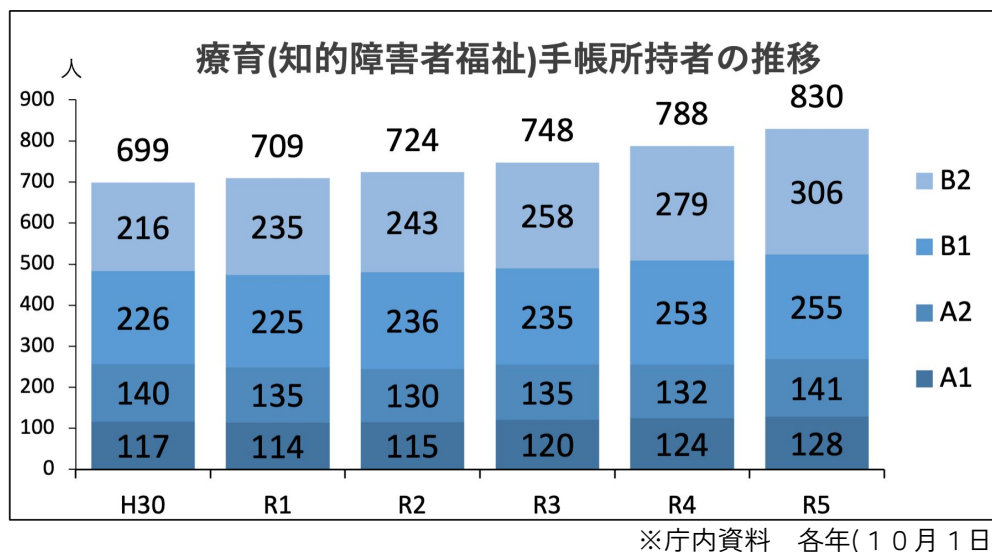
(5) 障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成30年の3,065人から令和5年には2,740人となり、年々減少しています。平成30年と令和5年を比較した等級別の増減数をみると、1級84人減、2級35人減、3級23人減、4級154人減、5級9人減、6級20人減となっており、すべての等級で減少しています。



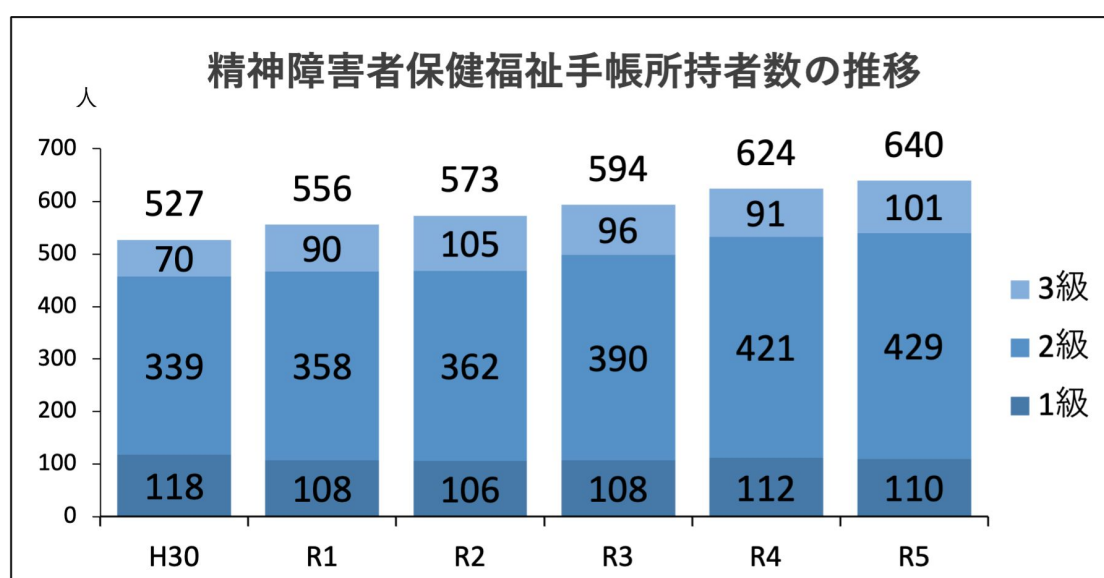
療育手帳の等級は、A判定（最重度・重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。療育手帳所持者数は平成30年の699人から令和5年には830人となり、131人増加しています。障がい等級別にみると、令和5年でもっとも多いのはB2（軽度）です。

平成30年と令和5年を比較した判定別の増減数をみると、A1判定11人増、A2判定1人増、B1判定29人増、B2判定90人増と軽度の人が増加しています。



精神障害者保健福祉手帳は、１級から３級に区分されており、１級が最も程度が重く、２級、３級になるにつれて程度が軽いことを示しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成３０年の５２７人から令和５年には６４０人となり、１１３人増加しています。

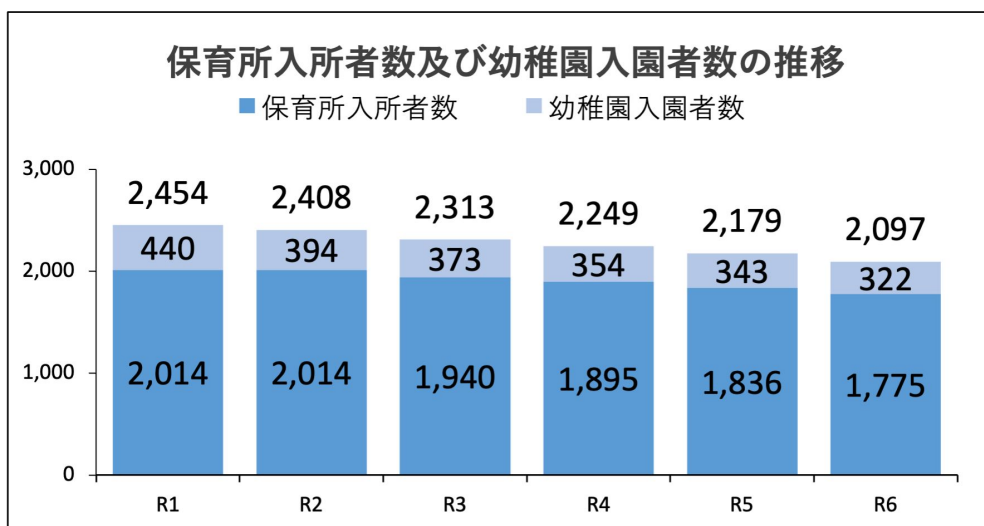
平成３０年と令和５年を比較した等級別の増減数をみると、１級８人減、２級９０人増、３級３１人増となっています。２級が占める割合が最も多く、年々増加しています。



※庁内資料 各年(１０月１日)

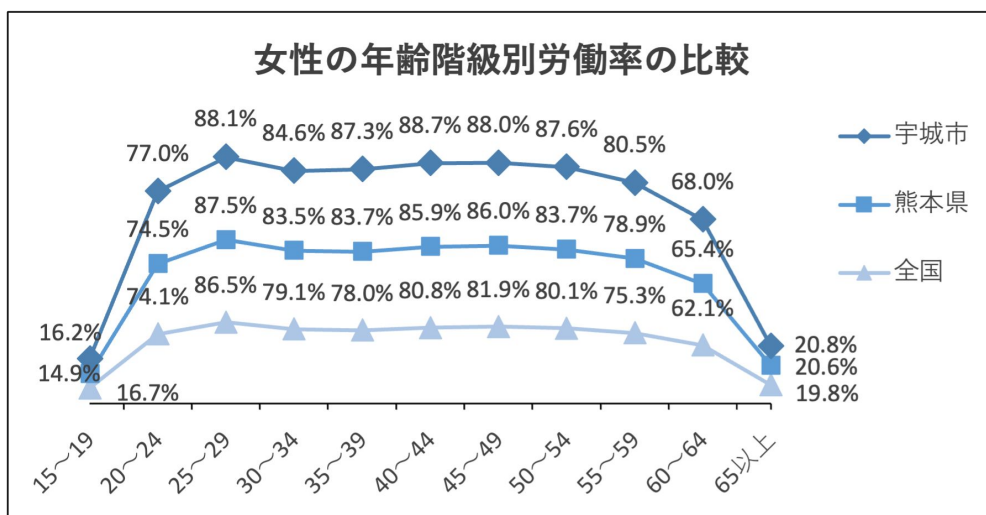
（６）教育・保育の状況と女性の就業率、被保護世帯の状況

保育所入所者数及び幼稚園入園者数は、令和１年２,４５４人から令和６年には２,０９７人となり、３５７人減少しています。令和１年と令和６年を比較した数を見ると保育所２３９人減、幼稚園１１８人減となっています。市の年少人口は減少傾向にあり、それに伴って保育園入所者数、幼稚園入園者数も減少がみられます。



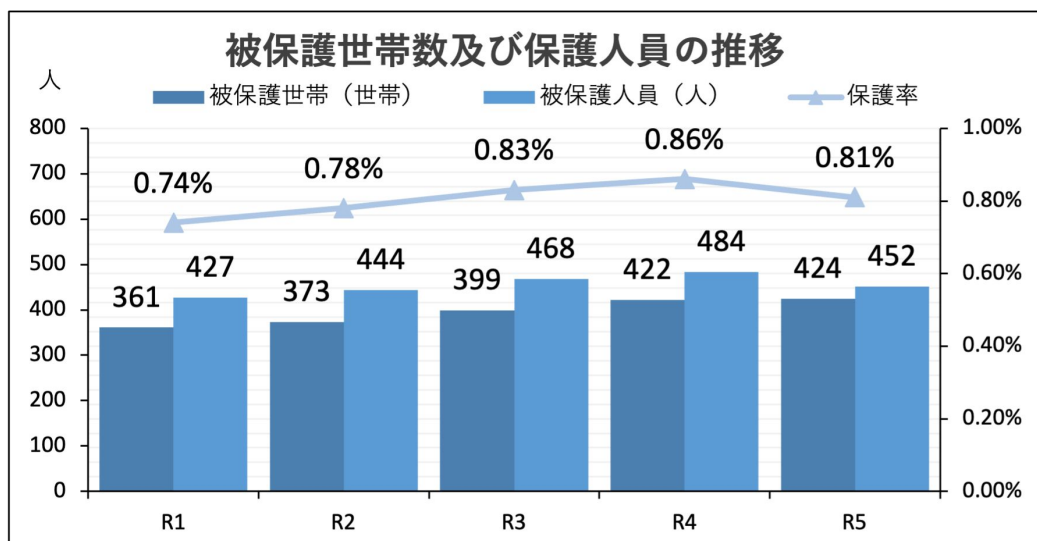
※学校基本調査（県統計調査課）各年度５月１日現在
 ※保育所入所者数については、各年度４月１日現在

女性における労働している人の割合は、すべての年代で県平均や全国平均の値を上回っており、保育園や幼稚園等のサービス需要が高いことがうかがえます。



※令和２年国勢調査

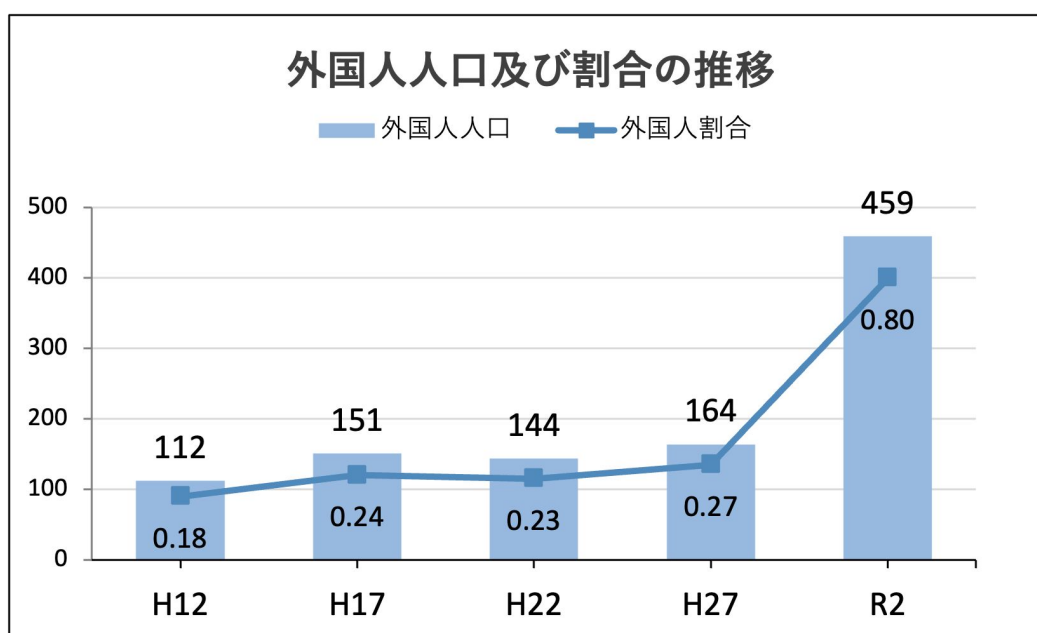
被保護世帯数は令和１年から令和５年にかけて６３世帯とゆるやかに増加傾向にあり、保護率は横ばい傾向にあります。



※保護率は「総人口÷被保護人員数」、被保護世帯数及び人員は年度平均
 ※熊本県の生活保護（健康福祉部）

（７）外国人住民の状況

本市に居住する外国人は年々増加しており、令和２年の外国人住民は４５９人となっています。総人口に占める割合も上昇傾向にあり、平成１２年の０．１８％から増加し、０．８０％となりました。

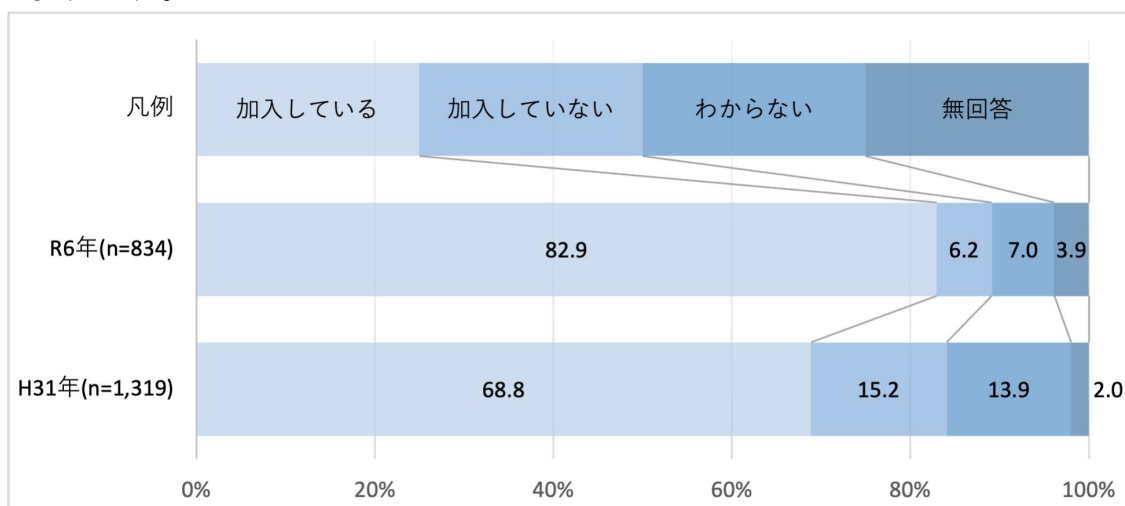


※国勢調査

2.市民アンケート調査の結果からみる地域の現状

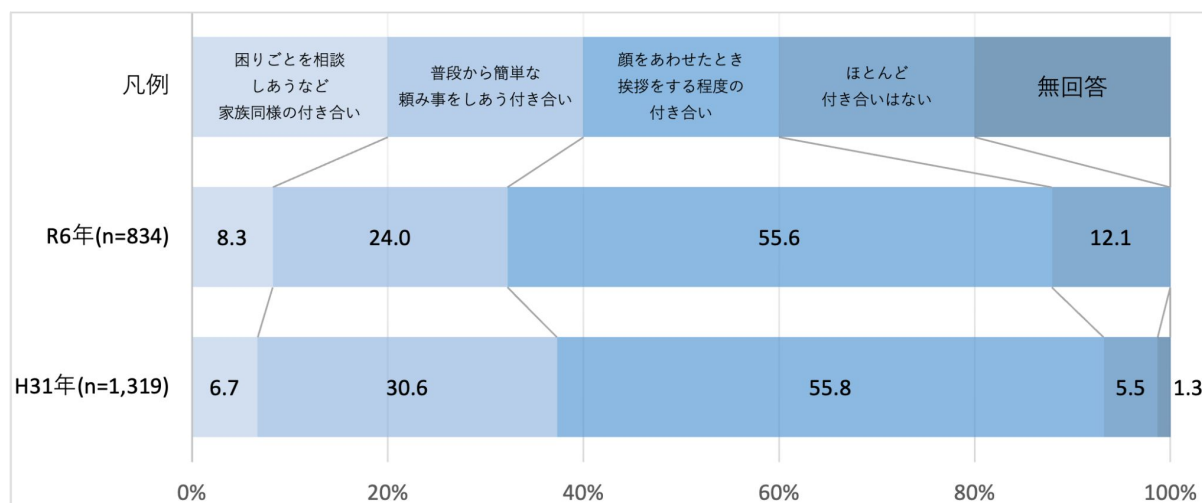
(1) 自治会・小組合への加入状況

自治会・小組合への加入状況をみると、平成31年度と比べ「加入している」人の割合が14.1%増加しています。「加入していない」と「わからない」と回答された人の割合は13.2%で、引き続き、自治会活動等に対する理解促進が必要となります。



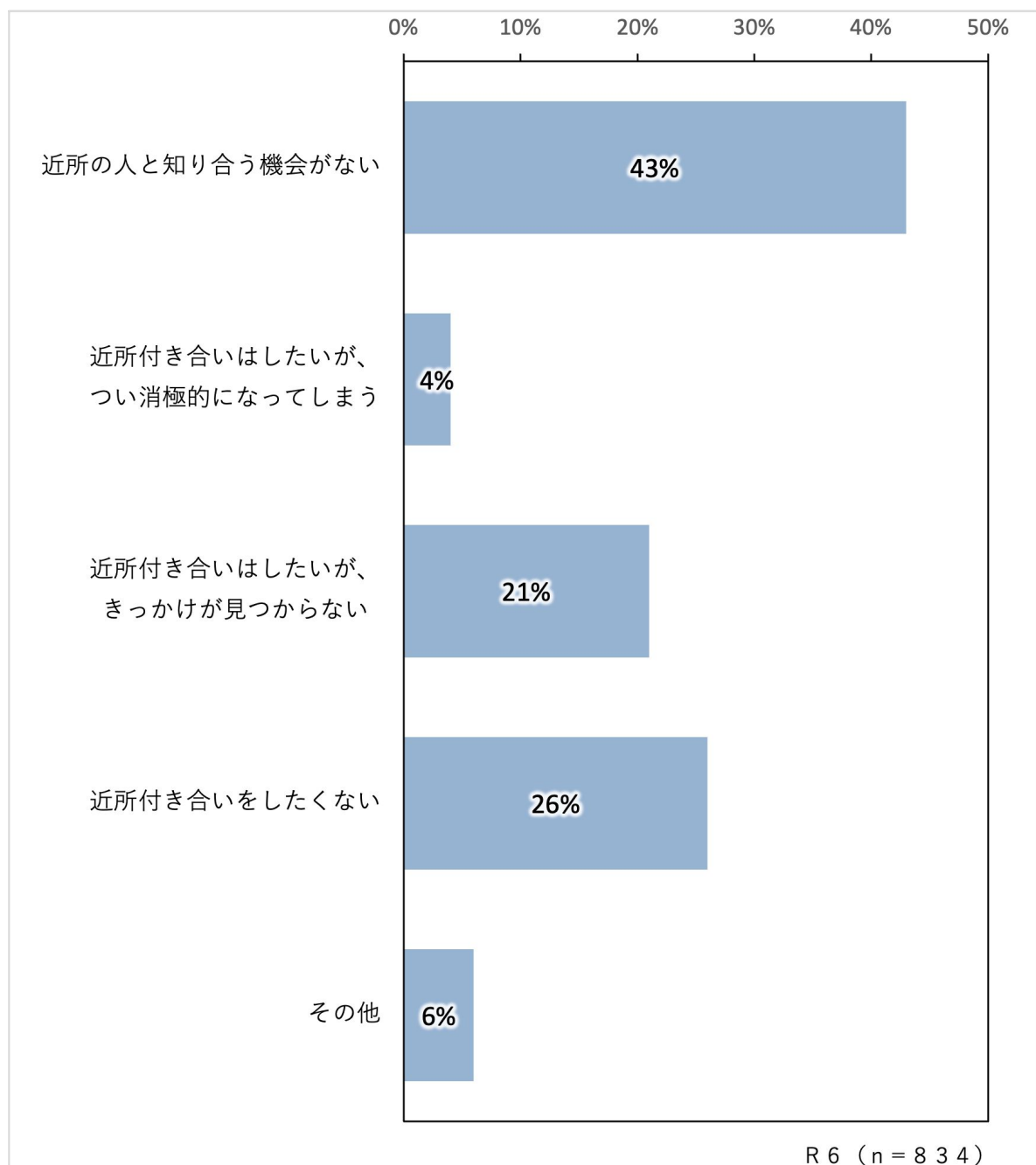
(2) 近所との付き合いの程度

近所との付き合いの程度をみると、平成31年度と比べ「顔をあわせたとき挨拶をする程度の付き合い」は変化がみられませんでした。ただし、「普段から簡単な頼み事をしあう付き合い」が減少したのに比べ、「困りごとを相談しあうなど家族同様の付き合い」に大きな変化はなく、「ほとんど付き合いはない」が6.6%増加しており、付き合いの程度が希薄化していることがわかりました。



（３）近所付き合いをしない理由

近所付き合いをしない理由は、「近所の人と知り合う機会がない」が最も高く 43%、以下、割合が高い方から「近所付き合いをしたくない」が26%、「近所付き合いはしたいがきっかけが見つからない」が21%、「近所付き合いはしたいがつい消極的になってしまう」が4%という結果になりました。

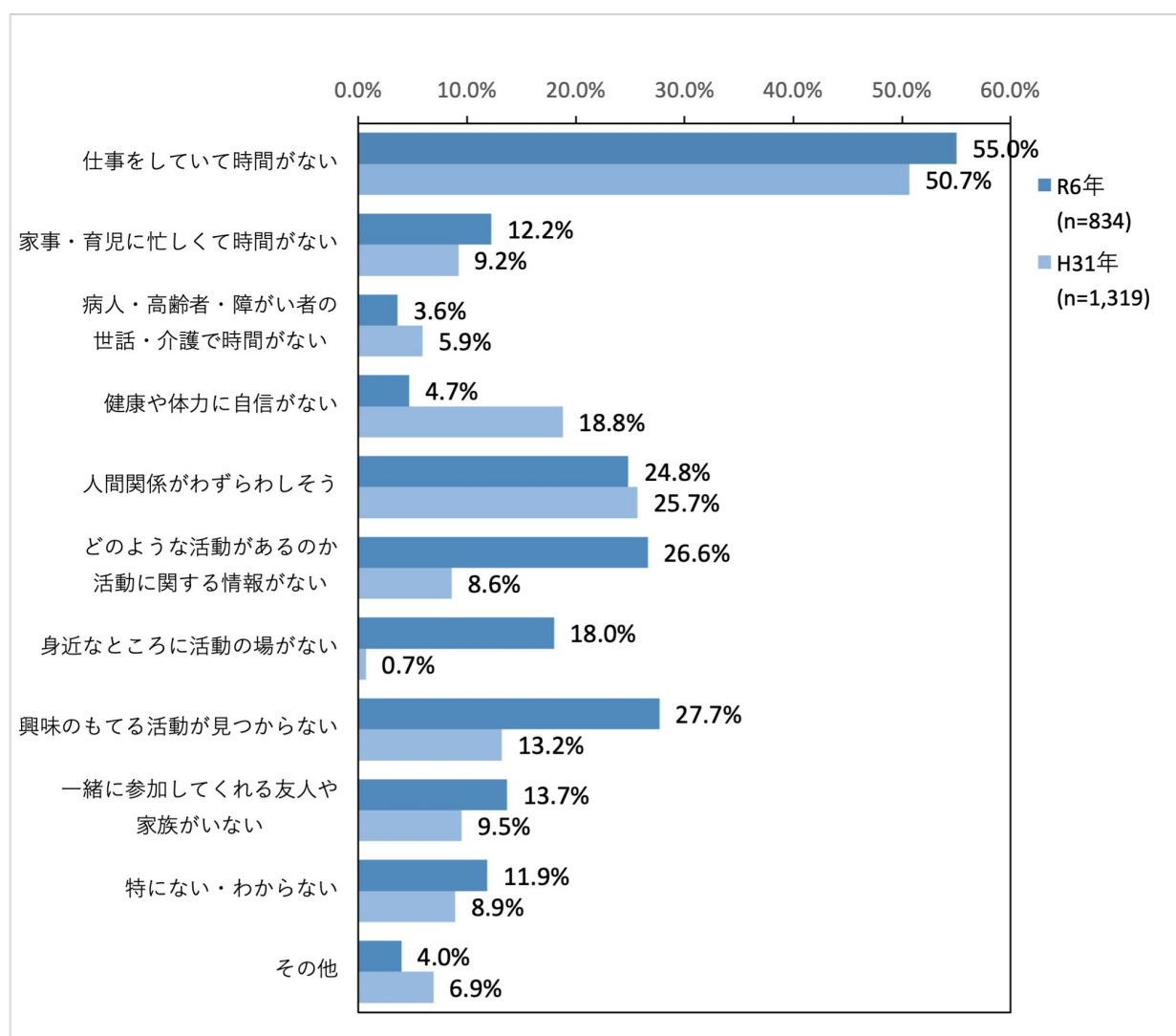


(複数回答)

(4) 地域の行事・活動などへ参加しない理由

「仕事をしていて時間がない」の55.0%が最も高く、以下、割合が高い方から「興味のもてる活動が見つからない」が27.7%、どのような活動があるのか活動に関する情報がない」が26.6%、「人間関係がわずらわしそう」が25.7%の順となっています。

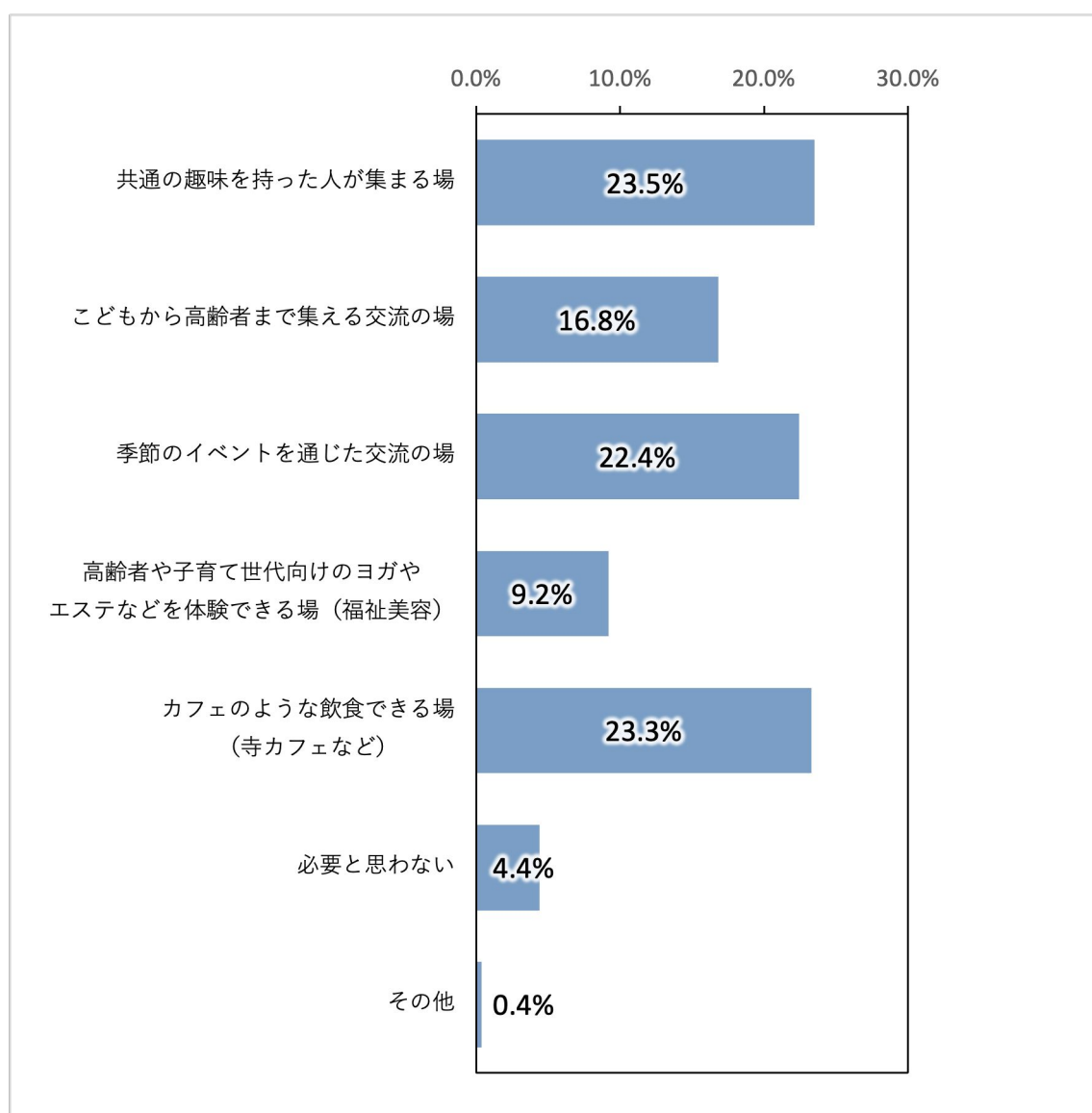
平成31年調査との比較では、「健康や体力に自信がない」が18.8%減少した一方、「どのような活動があるのか活動に関する情報がない」が18.0%、「身近なところに活動の場がない」が0.7%、「興味のもてる活動が見つからない」が13.2%、「一緒に参加してくれる友人や家族がいない」が9.5%、「特にない・わからない」が8.9%と、それぞれ大幅に増加しています。



(複数回答)

(5) どのような交流の場があれば参加したいと思うか

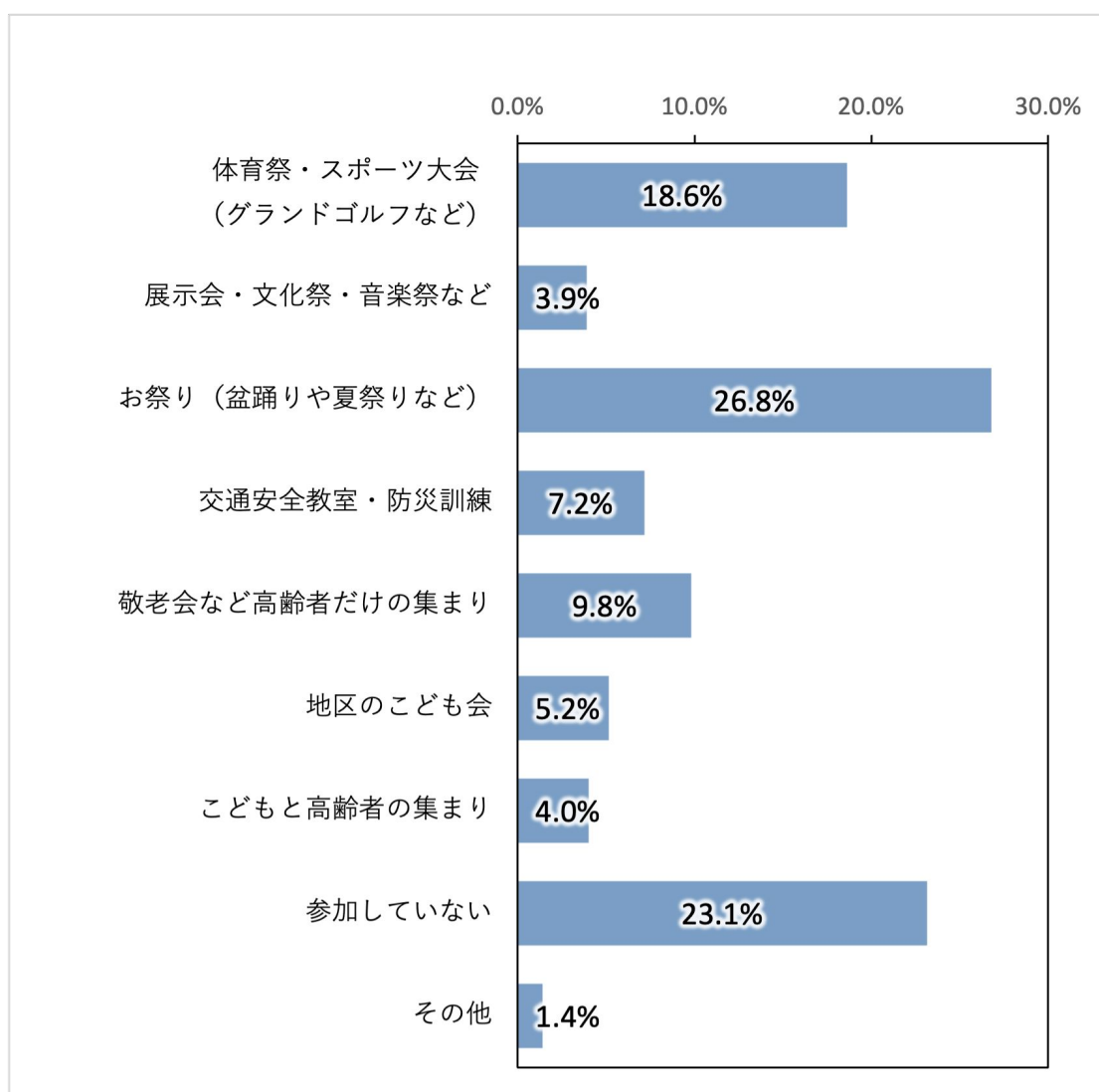
「共通の趣味を持った人が集まる場」の割合が最も高く23.5%、次に「カフェのような飲食できる場(寺カフェなど)」が23.3%、「季節のイベントを通じた交流の場」が22.4%と、上位3択はほぼ同様の割合になりました。以下、割合が高い方から「こどもから高齢者まで集える交流の場」が16.8%、「高齢者や子育て世代向けのヨガやエステなどを体験できる場(福祉美容)」が9.2%、「必要と思わない」が4.4%、「その他」が0.4%の順となっています。



(複数回答)

（６）参加している地域の行事・活動など

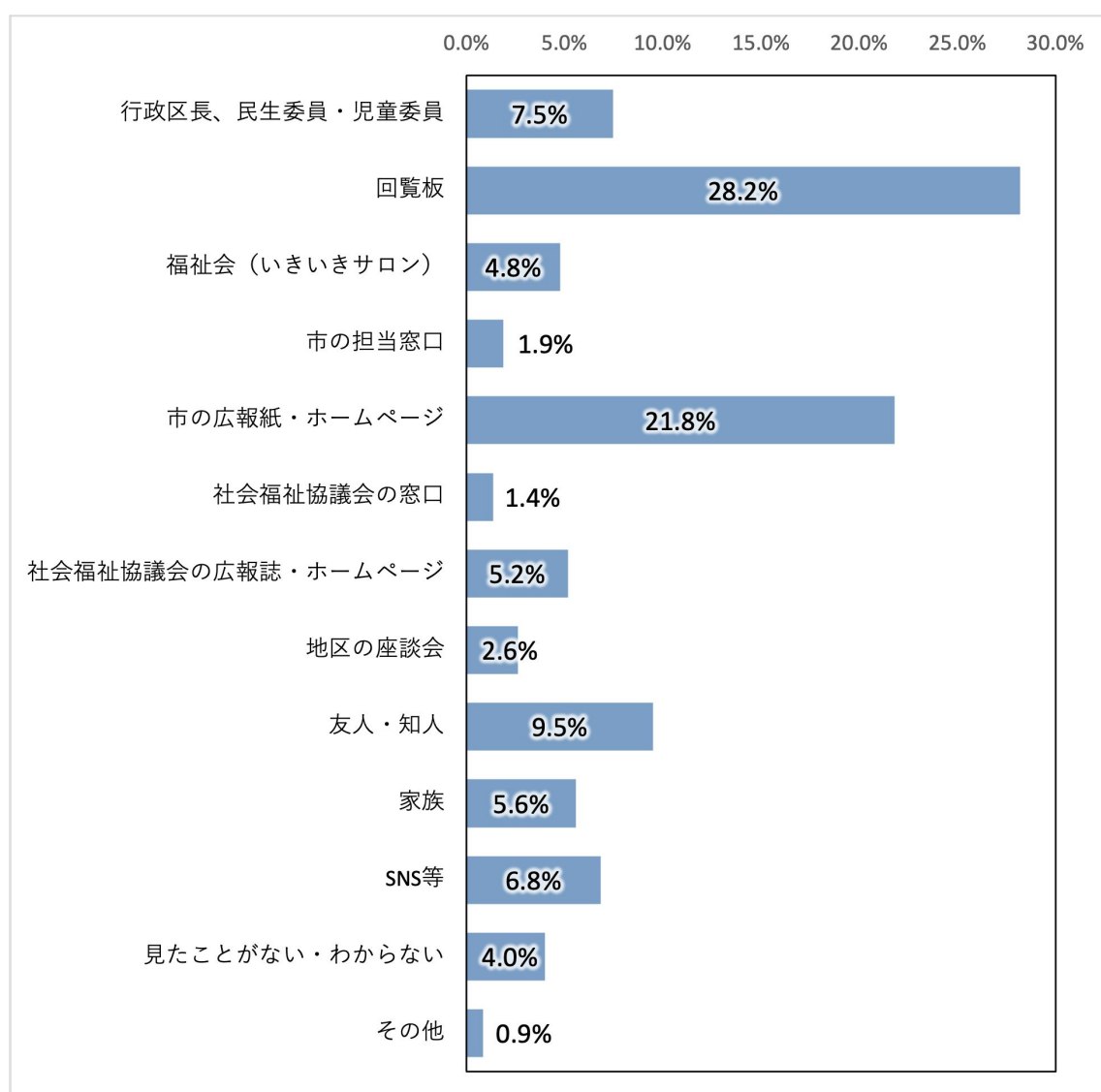
「お祭り（盆踊りや夏祭りなど）」が最も高く２６.８％、次に「参加していない」が２３.１％、「体育祭・スポーツ大会（グラウンドゴルフなど）」が１８.６％でした。以下、割合が高い方から「敬老会など高齢者だけの集まり」が９.８％、「交通安全教室・防災訓練」が７.２％、「地区のこども会」が５.２％、「こどもと高齢者の集まり」が４.０％、「展示会・文化祭・音楽祭など」が３.９％、「その他」が１.４％の順となっています。



（複数回答）

（７）福祉に関する各種のお知らせ・情報の取得先

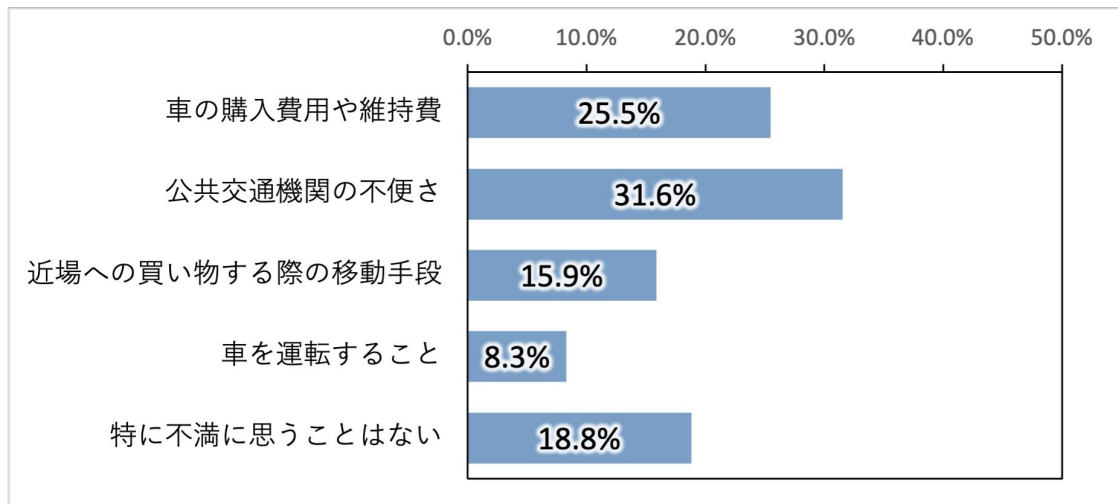
「回覧板」が最も高く２８.２％、「市の広報紙・ホームページ」が２１.８％でした。以下、割合が高い方から「友人・知人」が９.５％、「行政区長、民生委員、児童委員」が７.５％、「ＳＮＳ等」が６.８％、「家族」が５.６％、「社会福祉協議会の広報紙・ホームページ」が５.２％、「福祉会(いきいきサロン)」が４.８％、「見たことがない・わからない」が４.０％、「地区の座談会」が２.６％、「市の担当窓口」が１.９％、「社会福祉協議会の窓口」が１.４％、「その他」が０.９％の順となっています。



（複数回答）

(8) 自家用車や公共交通機関の利用に対しての不安

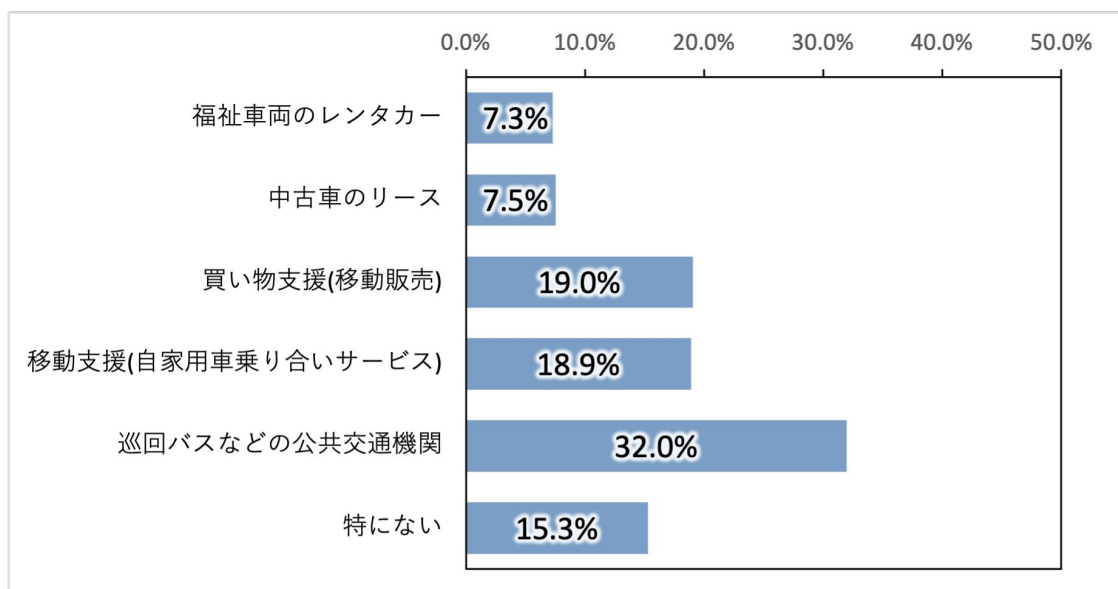
「公共交通機関の不便さ」が最も高く31.6%、次に「車の購入費用や維持費」が25.5%、「特に不満に思うことはない」が18.8%でした。以下、割合が高い方から「近所への買い物する際の移動手段」が15.9%、「車を運転すること」が8.3%の順となっています。



(複数回答)

(9) あれば利用したい移動手段に対するサービスや支え合い活動

「巡回バスなどの公共交通機関」が最も高く32.0%、「買い物支援（移動販売）」の19.0%と「移動支援（自家用車乗り合いサービス）」の18.9%は、ほぼ同様の割合になりました。以下、割合が高い方から「特にない」が15.3%、「中古車のリース」が7.5%、「福祉車両のレンタカー」が7.3%の順となっています。



(複数回答)

(10) 高齢者の移動に関するアンケート

宇城市にお住まいの60歳以上の方々を対象に、免許返納後の移動手段に関する課題やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。本調査は、熊本県立大学、地域おこし協力隊、宇城市、宇城市社会福祉協議会と連携し、今後の支援策を検討するために行いました。

Ⅰ 調査概要

(1) 調査方法

- ・実施方法：Googleフォームを用いたWEBアンケート
- ・実施場所：地域サロン（公民館等）、市ホームページへ掲載

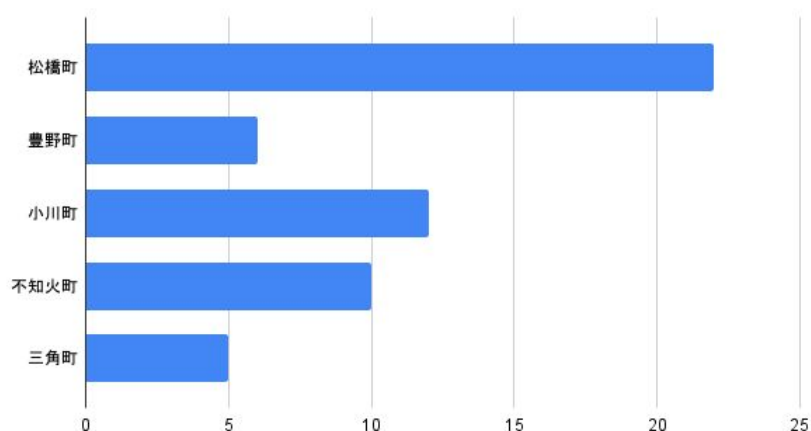
(2) 調査期間

- ・令和6年11月1日～令和7年1月6日

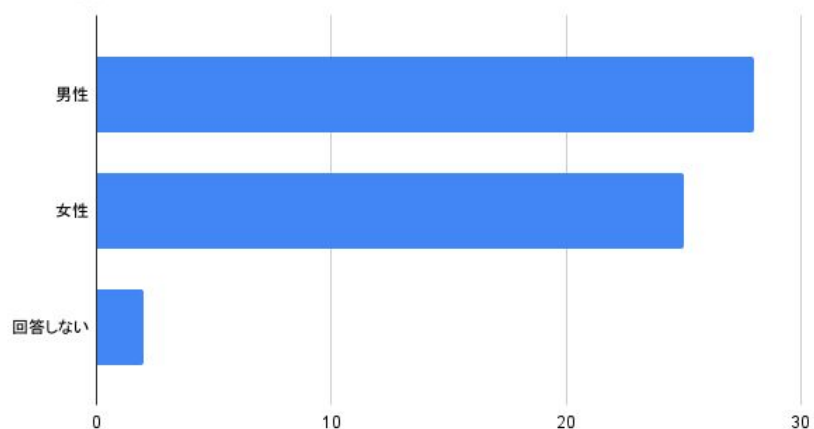
(3) 回答数

- ・55件

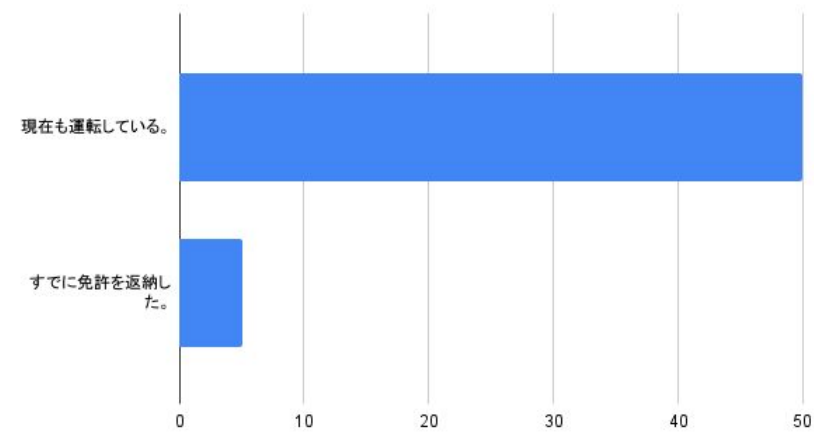
お住いの地域について



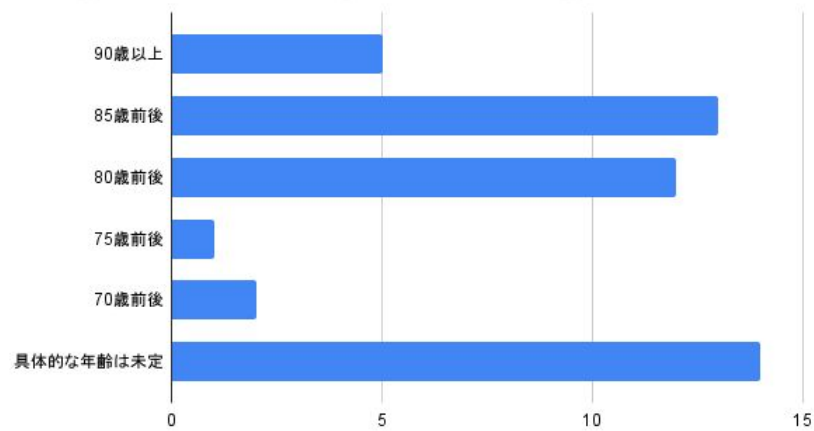
性別を教えてください



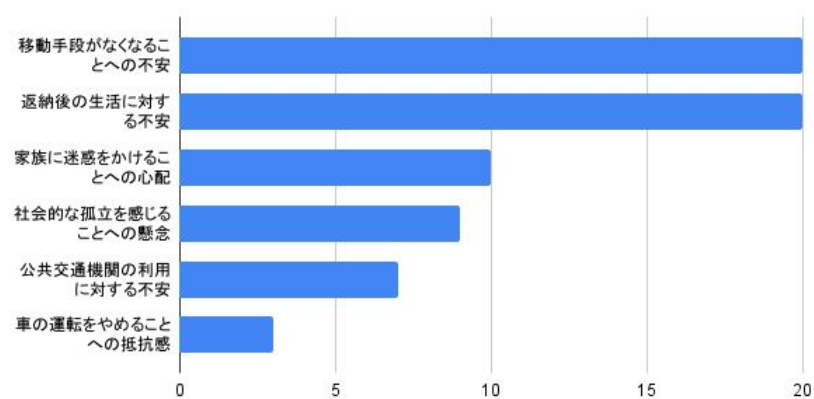
運転の状況について



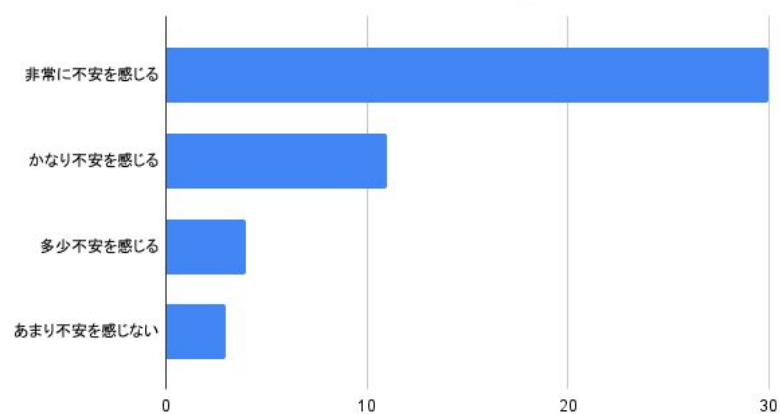
免許を返納するとしたら、何歳ごろに免許返納を考えていますか？



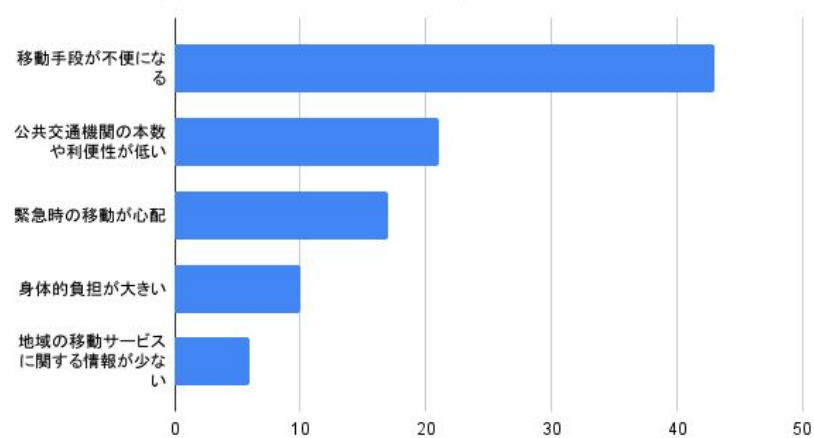
免許返納に関して、どのような悩みを感じていますか？（複数選択可）



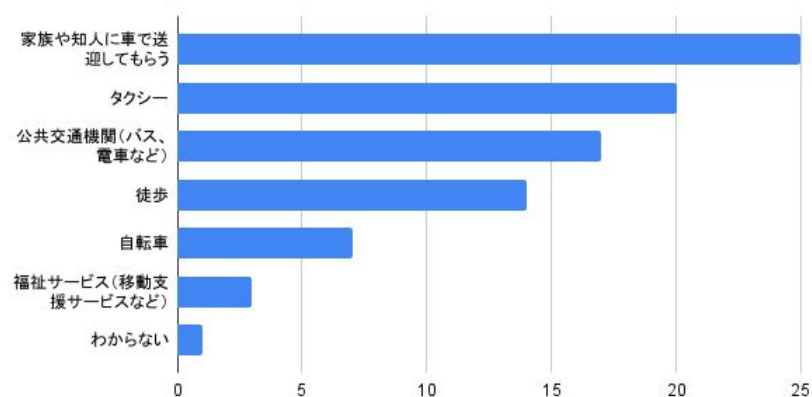
免許返納後の移動について、どのくらい不安を感じていますか？



不安の理由を教えてください。(複数選択可)



免許返納後の移動手段について、どのような手段を考えていますか？(複数選択可)



Ⅰ 免許返納後の移動に関する意見や要望

- ・「近所は日中不在であることが多く、頼りにできない。家族も仕事で不在。買い物や社会参加が限られ認知症の予防や進行抑制ができなくなる。狭い社会空間になると思われる。」
- ・「公共交通機関がない地域では、家族の手助けがない高齢者への交通手段の提供を施策として検討してほしい。でなければ免許返納はできない。」

Ⅱ 熊本県立大学 佐藤 哲 准教授のコメント

車がなければ生活が困難な地域では、高齢者は自分が運転できるまで車の利用を続けようとする。宇城市でも、免許返納時期を「85歳前後」と想定する方が多く、同様の傾向がみられる。話は少しそれるが、認知症高齢者の住まい環境について、「在宅から施設入所といった、急激な環境変化は症状の悪化につながる」といわれてきた。これに対応するため、高齢者施設の小規模化（家庭的な環境に近づける）、住み慣れた地域に施設をつくる（地域密着型施設）等が検討され、現在に至っている。根本にあるのは「環境変化をできるだけ緩やかにする」という考えであるが、高齢者の「移動」にもこれが必要であると思う。「車を運転できなくなったらどうするか」を考えるのはもちろん重要である。しかし、元気なうちから「1週間のうち数日は車を使用しない移動をする」等の予防・啓発的な提案も必要ではないだろうか。人口減少、車利用が当たり前の地域で、バス・電車の便数を増やすのは現実的ではない。現状の環境で、「便利ではないが、ストレスを感じない公共交通機関の利用の在り方」を行政、民間、地域が協働で考え、それを実現するためにどのようなサポートが必要かを多角的に検討する必要がある。スマートフォンで高齢者が自宅を拠点に公共交通機関を使った買物工程を作成する専用のアプリの開発、公共機関利用履歴を連動させ、公共施設の利用料等を割り引くサービス、地域の公民館で買い物難民となっている高齢者に対して回線を提供し、ネット通販等の講習をするなど、アイデアベースでは様々な対応が考えられる。地域の移動環境は劇的には変わらない。今ある資源をどれだけ有効活用できるかという視点が重要である。

3. ワークショップの結果からみる地域の課題

5つの地域（旧町）ごとに各種団体関係者・公募市民による検討を行いました。

1回目は、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要説明及び進捗管理の報告を行った後、地域福祉に関する研修を行い、地域福祉への理解を深めました。

2回目ではワークショップを実施し、「地域でいま困っていること」、「困りごとを解決するために地域で取り組めること」をテーマに、意見を出し合いました。

表にみられるように、住民自身の活力による自主的な取り組みアイデアが多くあげられています。このような意欲を引き出して具体化につなげる支援が重要です。

今回のワークショップであげられた内容をみると、大きく4つにわけられました。

「見守り・手伝いに係わる取り組み」
「地域の組織づくりに係わる取り組み」
「移動支援に係わる取り組み」
「人口減少対策に係わる取り組み」

このようなことが地域での大きな課題として認識されていることがわかりました。

前回の第3期計画策定時のワークショップの結果と比較すると、全体的に若い世代との関係性を構築する難しさや、地域で開催するイベントの参加者の減少、役員の成り手不足が深刻化していることに危機感をもっていることがうかがえました。解決策としては、様々なイベントを開催し地域の親密度を高める意見や、地域活動でなにか特別感を出す等の意見が多く出ました。

取り組み	内容
見守り・手伝いに係わる取り組み	(地域間での交流促進) ・子ども食堂を開催する ・お祭りやイベントを通してPTA等、若い世代との横のつながりを構築 ・除草作業や花植え作業に親子で参加してもらうような活動を検討 (災害時の避難誘導の対応) ・災害時の地域組織で取り組む対応への不安 ・避難時に支援が必要な障がい者のいる家庭の把握 (その他の取り組み) ・除草作業や区役の仕事に報酬制度を検討 ・花植え作業に親子で参加してもらえるよう呼びかけを行う ・90歳以上は区役免除
地域の組織づくりに係わる取り組み	(地域組織の強化) ・イベントを通し組織に加入してもらう人材の発掘 ・リーダーの育成に当たり課題解決に向けた話し合いの場を設ける (イベントの提案) ・しめ縄・門松づくりのイベントで若い世代に活動に対して興味を持ってもらう ・スポーツ大会を開催し打ち上げで地域交流を図る (ボランティアの活性化) ・特典付きのボランティアの企画開催 ・参加型・体験型のイベントでの集客を生かしたボランティア活動を企画する
移動手段に係わる取り組み	(移動販売の誘致) ・過疎地域に向けた移動販売車の運行 (移動手段の改良及び新設) ・乗り合いタクシー・巡回バスの利用促進の呼びかけ ・自動運転・介護（福祉）バス・移動販売の運用 ・巡回バスの運行ルートの検討 ・百歳体操等の移動手段の確保
人口減少対策に係わる取り組み	(企業の誘致) ・宿泊施設や企業を誘致し人口増加を図る (人口減少対策) ・市内の雇用先を増やす取り組み ・道路整備に伴う転出を止めるために市営住宅を設置 ・こどもの遊べる場所を増やす ・粗品がある地域の行事を月数回行う (市外向けのPR) ・参加型・体験型のイベントを企画開催 ・お土産・特典付きのイベントで集客を図る ・今ある地域の観光地や魅力を活かしたイベントを企画

4.調査結果等からみる現状と課題

近年の本市及び社会状況の変化・動向、アンケート調査やワークショップ、前期までの評価結果等から、宇城市の現状と課題をまとめました。

Ⅰ 人口減少と高齢化

宇城市では人口減少が進行しており、令和6年時点での総人口は56,508人となっています。特に、65歳以上の高齢者が増加し、高齢化率は35.4%に達しており、地域の高齢化が深刻化しています。一方で、14歳以下の年少人口は減少しており、将来的な地域の担い手不足が懸念されています。また、旧三角町、旧不知火町、旧小川町、旧豊野町では人口が減少し続けており、地域の活力低下が顕著です。

【主な課題】

- 高齢化が進み、介護・医療・生活支援の需要が増加
- 若年層の減少により地域の担い手不足が懸念される
- 限界集落の増加と地域コミュニティの維持困難

Ⅱ 世帯構造と生活困窮

世帯数自体は増加しているものの、一世帯あたりの世帯員は減少しており、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。生活困窮世帯も増加しており、特に経済的な支援と包括的な相談支援の充実が求められています。

【主な課題】

- 高齢者単身、夫婦世帯の増加による生活維持の困難化
- 生活困窮世帯の増加に伴う経済的支援の必要性
- 包括的な相談・支援体制の強化が必要

Ⅰ 地域のつながりと自治活動

近所付き合いの希薄化が進んでおり、自治会や小組合の加入率は改善しているものの、未加入者が一定数存在しています。また、地域行事への参加者が減少し、特に若年層の参加率の低さが目立ちます。さらに、役員の担い手不足が深刻化しており、地域運営の継続が難しくなっています。

【主な課題】

- 近所付き合いの減少による支え合いの意識の低下
- 地域行事の参加者減少と担い手不足
- 若年層の地域活動への関与を促す仕組みが必要

Ⅱ 子育て支援と教育環境

幼稚園や保育所の利用者が減少しており、少子化の影響が表れています。一方で、女性の就業率は県や全国の平均を上回っており、共働き世帯が多いことがうかがえます。このため、子育てと仕事の両立を支援するための施策の充実が求められています。

【主な課題】

- こどもを安心して育てられる環境整備の必要性
- 共働き世帯が多く、保育・育児支援の充実が求められる

Ⅲ 移動手段の確保

高齢者を中心に「公共交通機関が不便である」と感じる住民が多く、特に買い物や通院等、日常生活に必要な移動手段の確保が困難になっています。巡回バスの充実や移動販売の促進等が求められています。

【主な課題】

- 公共交通機関の利便性向上が必要
- 高齢者の移動手段の確保が求められる
- 買い物支援（移動販売等）の拡充が必要

Ⅰ 防災対策

熊本地震や九州北部豪雨等の災害を経験したことで、防災意識は高まっています。しかし、実際の防災活動や避難支援はまだ十分ではなく、高齢者や障がい者等、避難時に支援が必要な人々への対応が課題となっています。自主防災組織の強化や防災訓練の実施、災害時の支援体制の整備が求められています。

【主な課題】

- 災害時の避難支援体制の充実が必要
- 自主防災組織の強化と防災訓練の実施が求められる
- 高齢者や障がい者等、支援が必要な人々への対応策の整備

Ⅱ 地域福祉への理解促進

地域福祉活動に対する住民の関心が必ずしも高いとは言えず、支え合いの意識が薄れている傾向が見られます。特に若年層の地域福祉活動への参加が少なく、今後、意識改革や啓発活動を進める必要があります。

【主な課題】

- 地域福祉に関する意識が低く、参加者が少ない
- 若年層の地域福祉活動への参加促進が必要
- 福祉に関する情報発信・啓発活動の充実

Ⅲ 生活困窮者支援

生活困窮世帯は経済的困窮だけでなく、高齢者、障がい者、子育て、ひとり親世帯等、複合的な生活課題を抱えています。これに対応するためには、関係機関との連携強化や包括的な支援体制の構築が必要です。

【主な課題】

- 経済的困窮世帯への支援策の充実
- 高齢者や障がい者の生活支援の強化
- 関係機関との連携による包括的な支援体制の整備

第3章 地域福祉計画

今後の課題を整理した第2章を踏まえ、第4期計画の基本理念を定め、主要事項および今後の取り組みを整理します。

1.課題の整理

前期までの地域福祉計画で取り組んできた目標や、今回の調査でみえた現状と課題を踏まえて、下記のように整理しました。

- (1) 地域福祉の理解促進と人材育成
- (2) 支え合い活動の促進と地域福祉の視点での総合化
- (3) 防災・防犯対策と生活支援の推進
- (4) 地域包括ケアの推進と生活課題への対応

(1) 地域福祉の理解促進と人材育成

■ 地域福祉の理解促進

- 近所付き合いの希薄化が進み、支え合いの意識が低下している
- 若年層の地域福祉活動への参加が少なく、意識改革や啓発活動の充実が求められる
- 地域福祉に関する情報発信が不足しており、住民の関心を高める工夫が必要

■ 地域のつながりと自治活動の活性化

- 自治会や小組合への加入率は改善しているが、未加入者が一定数存在する
- 地域行事の参加者が減少し、特に若年層の参加率が低い
- 地域役員の担い手不足が深刻であり、自治活動の継続が難しくなっている

■ 地域人材の育成

- 地域福祉を担う人材の確保・育成が課題であり、ボランティアやリーダーの育成が必要
- 福祉活動の担い手が高齢化しており、若年層や子育て世代の参加促進が求められる

（２）支え合い活動の促進と地域福祉の視点での総合化

Ⅰ 高齢者の支援と見守り

- 高齢者の単身・夫婦世帯の増加により、生活維持が困難なケースが増加
- 近所付き合いが減少し、高齢者の孤立が進んでいる
- 地域住民による見守り活動や支援体制の強化が求められる

Ⅱ 生活困窮者への支援

- 生活困窮世帯の増加に伴い、経済的支援と包括的な相談支援の強化が必要
- 生活課題が複合化（経済的困窮、介護、障がい、ひとり親世帯等）しており、関係機関との連携が求められる

Ⅲ 子育て環境の充実

- 幼稚園、保育園の利用者が減少しており、少子化の影響が顕著
- 共働き世帯が多く、保育・育児支援の充実が求められる
- こどもが地域住民と交流できる場や遊べる環境が必要

（３）防災・防犯対策と生活支援の推進

Ⅰ 移動手段の確保

- 高齢者を中心に公共交通機関が不便と感じる住民が多い
- 買い物や通院等、日常生活の移動手段の確保が課題
- 巡回バスの充実や移動販売の促進、乗り合いタクシーの活用が必要

Ⅱ 防災・防犯対策

- 災害時に支援が必要な高齢者・障がい者等への対応策が不足
- 自主防災組織の強化、防災訓練の実施、避難支援体制の整備が求められる

（４）地域包括ケアの推進と生活課題への対応

Ⅰ 地域包括ケアと高齢者支援

- 高齢者が増加し、介護・医療・生活支援の需要が高まっている
- 高齢者自身の健康維持や介護予防の取り組みを推進する必要がある
- 介護や医療、福祉サービスを連携させた地域包括ケアの仕組みが求められる

Ⅱ 障がい者支援と福祉の充実

- 療育手帳所持者が増加し、特に軽度の障がい者のニーズが高まっている
- 障がいへの理解を更に深めるための啓発活動が求められる

Ⅲ 権利擁護と成年後見制度の推進

- 認知症高齢者や判断能力が低下した高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用促進が必要
- 権利擁護事業の周知を進め、住民の理解を深める取り組みが必要

2.計画の理念

これまで、市が策定する地域福祉計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、共に地域住民、団体、事業者、行政等が連携し、それぞれの役割をもってお互いに支え合い助け合うことにより、誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを目指してきました。

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画もこの理念を継承し、すべての人々が支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

計画の理念

赤ちゃんからお年寄りまで

誰もが健康で生きがいをもって暮らせる地域を

市民みんなで作り上げていく

3.計画の柱と取り組み

理念を実現するための計画の柱を4つ定め、市全体で進める取り組みを地域福祉計画として取りまとめます。

計画の柱 その1

地域福祉に関する意識づくり、人づくり

地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、地域福祉に関わる人材の育成及び活躍の機会を提供するための取り組みを推進します。

■ 取り組み

- ① 地域福祉の啓発・広報
- ② こどもの時からの意識づくり
- ③ 生涯学習での意識づくり
- ④ 高齢者の福祉・健康づくり学習
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 各種団体活動の支援

計画の柱 その2

地域の支え合いと交流による見守り体制づくり

地区福祉会等による地域の支え合い活動や、様々な地域コミュニティ活動を推進することにより、地域を主体とした見守り体制を構築します。

■ 取り組み

- ① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実
- ② 住民福祉座談会の開催
- ③ 見守り活動の推進
- ④ サロン活動の推進
- ⑤ 住民交流活動の支援
- ⑥ インフォーマルな社会資源の活用

計画の柱 その3

災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり

熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの活用促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

Ⅰ 取り組み

- ① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実
- ② 移動・買い物等の支援
- ③ ユニバーサルデザインの推進
- ④ 地域防災対策の推進
- ⑤ 災害時避難行動要支援者の支援
- ⑥ 住宅改修の推進

計画の柱 その4

すべての人を支える包括的な相談・支援・地域づくり

複合化する生活課題に対応するため、各分野の連携による地域包括ケアを推進。住民参加型の生活支援や、子育て・障がい者支援を充実させ、権利擁護や認知症対応を強化します。

Ⅰ 取り組み

- ① 総合相談・総合対応の充実
- ② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割
- ③ 住民参加型生活支援サービスの推進
- ④ 権利擁護の推進
- ⑤ 健康づくり・介護予防
- ⑥ 地域子育て支援
- ⑦ 障がい者の地域共生
- ⑧ 地域での認知症対応
- ⑨ 福祉事業所との連携・協働

4.計画の柱による地域福祉の推進

計画の理念を展開するため、4つの計画の柱ごとに、行政の今後の取り組み、社会福祉協議会や地域住民・福祉事業所等の役割等をあきらかにし、市全体での地域福祉を推進します。

【計画の柱 その1】

地域福祉に関する意識づくり、人づくり

地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、支え合い活動に関わる人材の育成及び活躍の機会を提供するための取り組みを推進します。

① 地域福祉の啓発・広報

現状・課題と基本的な考え

地域における生活課題は多様化、複雑化してきており、これらの課題には地域社会全体で協力して取り組む必要があります。

啓発活動を通じて、地域福祉の基本的な考え方や目的、具体的な活動内容等を広く周知することで、地域住民の関心を高め、主体的な参加を促します。

行政の取り組み（行政各課）

- ・ 広報紙、ホームページ、SNS等での広報
- ・ 市民団体各種会合での啓発
- ・ 住民、関係団体等を対象にした地域福祉の理解に関する研修等

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会・校区福祉会、各種団体との密接な関係を活かした地域福祉の周知・啓発
- ・ 広報紙、ホームページ等での周知

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域での支え合いへの再認識、各自でできることの取り組み

② こどもの時からの意識づくり

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化が進み、こどもたちの地域活動や高齢者とふれあう機会等が減少しています。

小中学校で福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を実施し、こどもたちに対し福祉に関する意識づくりを行います。

行政の取り組み（行政各課）

- ・ 社会福祉協議会との連携及び支援

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉体験学習等を活かした意識づくり
- ・ ボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、福祉出前講座、認知症サポーター養成講座

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域でのこども達と地域住民との交流事業

③ 生涯学習での意識づくり

現状・課題と基本的な考え

公民館活動や講演会等で学習機会の提供を行っていますが、青壮年世代の関心が低いようです。

多様な学習機会を提供し、啓発を進めることで参画を促す必要があります。

行政の取り組み（生涯学習課）

- ・ 公民館活動等を通し学習の充実を図る

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉出前講座の内容の充実
- ・ 福祉座談会等での講座の紹介

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 福祉出前講座の活用
- ・ サロン等での介護予防の取り組み

④ 高齢者の福祉・健康づくり学習

現状・課題と基本的な考え

高齢者の増加に伴い、健康維持や介護予防の重要性が高まっていますが、地域とのつながりが希薄化し、閉じこもりがちになる傾向があります。高齢者の居場所づくりや役割づくり、交流の機会の充実が必要です。

行政の取り組み（高齡介護課）

- ・ いきいき百歳体操等の活動の場で介護予防の啓発

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福社会活動での高齢者の健康づくりの取り組みを推進
- ・ 通いの場の設置、推進
- ・ 地域包括支援センターとの連携

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域での福祉学習会等への協力（事業所）

⑤ ボランティア活動の推進

現状・課題と基本的な考え

ボランティアの担い手不足を解消するため、うきスマイルサポーター養成講座等を行っています。ボランティア活動の機会や場を充実させ、参加を促進する必要があります。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 社会福祉協議会と連携したボランティアの育成、活動支援
- ・ ボランティアセンターへの情報提供

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の提供（需給調整）
- ・ 災害ボランティアの養成及び災害ボランティアセンター設置訓練
- ・ ボランティア保険加入手続き
- ・ ボランティアセンターの機能強化

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 各種ボランティア養成講座の受講
- ・ ボランティア活動への参加
- ・ 地域ボランティアの活動機会の提供（福祉事業所等）

⑥ 各種団体活動の支援

現状・課題と基本的な考え

老人クラブ、食生活改善推進員、ボランティア連絡協議会等は、福祉関係の活動を積極的に行っており、地域福祉の重要な担い手です。その一方で役割発揮の場や支援が不足しており、活動の促進と福祉関連事業所等との連携強化が求められています。

行政の取り組み（高齢介護課・健康づくり推進課）

- ・ 補助金の助成等による活動支援
- ・ 広報や説明会等での活動紹介により、会員増加を目指す
- ・ 地区での減塩・さしより野菜の普及啓発等

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種団体と連携した支え合い活動の推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 各種団体の役割を活かした地域での活動

【計画の柱 その2】

地域の支え合いと交流による見守り体制づくり

地区福祉会等による地域の支え合い活動や、様々な地域コミュニティ活動を推進することにより、地域を主体とした見守り体制を構築します。

① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実

現状・課題と基本的な考え

地域住民の活動の基本組織として、地区福祉会の全地区での設置を進めていますが、未設置の地区もあります。組織強化や住民の参加促進の取り組みが必要です。

令和6年度（地区福祉会：139地区、校区福祉会：3校区）

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 地区福祉会、校区福祉会の設置と活動の充実に対する支援
- ・ 社会福祉協議会、地区福祉会及び校区福祉会との連携

社会福祉協議会の役割

- ・ 未設置地区での設置促進の働きかけ
- ・ 活動事例の収集、事例集の発行等
- ・ お互いさまの地域づくり（生活支援体制）の推進及び生活支援コーディネーターの配置
- ・ 専門職の派遣（病院・企業等）
- ・ 通いの場（百歳体操・地域型認知症予防教室）の推進及び設置

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地区福祉会、校区福祉会活動への参加
- ・ 地区福祉会に事業所として参加し住民活動との連携を行う
- ・ 福祉事業所等は地域の福祉資源としての役割を担う

② 住民福祉座談会の開催

現状・課題と基本的な考え

地域のつながりが希薄化しているなかで、地域の課題を住民同士で話し合う機会が不足しており、座談会を通じて課題の共有や解決策の検討を進める必要があります。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 福祉座談会にて地域のニーズの把握を行う

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会の有効性の啓発と開催の段取り、実際の運営
- ・ 見守り活動および防災見守りマップ作成支援
- ・ 生活支援体制整備事業の推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 福祉座談会の開催、参加

③ 見守り活動の推進

現状・課題と基本的な考え

民生委員、シルバーヘルパー、地区福祉会等により、日常的に見守り活動は進んでいますが、組織の担い手不足が課題となっています。

特に、高齢者、障がい者、子育て世帯、ひとり親世帯、ひきこもりや虐待等にも対応するきめ細かな見守り体制の強化が求められています。

行政の取り組み（社会福祉課・高齢介護課）

- ・ 見守り活動や見守りネットワークに関する情報提供
- ・ 民生委員や地区福祉会の役割等の啓発活動を進める

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会活動を基本としての見守り活動の推進
- ・ 要支援者の把握とネットワーク台帳の整備

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守り活動への参加
- ・ 認知症や発達障がい、難病等に関する理解を深める
- ・ 地域住民からの問題提起を専門機関へつなぐ

④ サロン活動の推進

現状・課題と基本的な考え

高齢者の孤立を防ぐため、サロン活動による交流は重要ですが、現状として参加者の固定化や減少、担い手不足が課題となっており、誰もが参加しやすい環境づくりと地区全体でのサロンの運営が求められています。

令和6年度時点サロン数：139地区

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 地域住民が中心となって行う福社会活動へ情報提供等の支援を行う
- ・ 地区の要望に応じ、健康、介護、福祉で連携して活動を推進する

社会福祉協議会の役割

- ・ 高齢者の見守りや健康維持、交流の場であるサロン活動の推進
- ・ うきスマイルサポーターの養成と活動支援
- ・ 介護予防機能の強化

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ サロンの運営支援

⑤ 住民交流活動の支援

現状・課題と基本的な考え

地域の支え合いの前提となる活動であり、近隣関係の希薄化や少子高齢化等で年中行事自体が行われにくくなっている現状があるいま、世代を超えたつながりを深めるための活動や支援の充実が必要です。

行政の取り組み（生涯学習課）

- ・ 住民交流の場ともなる公民館活動の支援
- ・ 住民のニーズにあった集まりやすい講座等の実施と周知

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福社会活動を基本としたコミュニティ活動の支援
- ・ 地域の現状把握と分析

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域住民との交流行事等の開催（福祉事業所等）
- ・ 従来 of 行事を福祉の視点で工夫し交流促進を図る
- ・ 空き家等の既存資源を活かした地域交流の創出

⑥ インフォーマルな社会資源の活用

現状・課題と基本的な考え

地域の支え合いを強化するためには、NPOや福祉事業所、民間企業等の多様な社会資源を活用することが重要です。しかし、地域にある支援の情報が十分に共有されておらず、活用が進んでいない現状があります。

地域の課題解決に向けて、インフォーマルな社会資源の発掘や連携を強化し、必要な支援を受けやすい環境づくりが求められています。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 地域の福祉に関する施設や人材等を活かした地域活動の啓発

社会福祉協議会の役割

- ・ インフォーマルな社会資源のマップ作成及び活用
- ・ 地域包括ケアシステムの構築・推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 地域の人材やコミュニティ活動の核となるような地域の行事等の確認と活用

【計画の柱 その3】

災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり

熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの活用促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実

現状・課題と基本的な考え

地域の交流拠点が不足しており、高齢者や子育て世帯を含む住民同士が気軽に集える場所が限られています。

「地域の縁がわ」機能を充実させ、地域住民にとって福祉の拠り所としての役割を果たすことが望まれます。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 地域の縁がわ事業（熊本県）の紹介や申請等への協力

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の縁がわの情報提供

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 福祉事業所等での地域の縁がわの設置と地域との交流
- ・ 地区公民館や遊休施設を利用した地域の縁がわの設置の検討

② 移動・買い物等の支援

現状・課題と基本的な考え

交通空白地が点在し、運転免許を持っていない人は外出することが困難な状態にあります。

多様な交通モードを連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要があります。

行政の取り組み（企画課・高齢介護課）

- ・ 公共交通のサービス基準の見直し
- ・ 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築
- ・ 地方公共交通の利用促進・他分野との連携
- ・ 安心生活サポート事業による買い物支援等、住民主体の活動による支援の推進

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスでの対応の工夫
- ・ 買い物支援サービス（安心生活サポート事業）
- ・ 社会資源の情報提供

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスへの参加協力
- ・ ライドシェア等の地域資源の活用

③ ユニバーサルデザインの推進

現状・課題と基本的な考え

高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して暮らせる地域づくりのために、ユニバーサルデザインの推進が求められています。

行政の取り組み（都市整備課・高齢介護課・生涯学習課）

- ・ 公共施設の大規模な改修設計等の相談に対し、指導、助言を行う
- ・ 介護予防拠点施設への支援
- ・ 公民館改修費用の助成を行う

社会福祉協議会の役割

- ・ 公民館改修事業の情報提供

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ ユニバーサルデザインへの理解
- ・ 公民館等での手すり設置や段差解消等の取り組み

④ 地域防災対策の推進

現状・課題と基本的な考え

近年の自然災害の増加により、防災対策の重要性が高まっています。

南海トラフ地震等の大規模地震に備え、避難路の確認や防災備蓄品の確保、防災意識の向上が必要です。

災害時には、特に高齢者や障がい者、外国人住民等の支援が必要な人々への配慮が重要です。自助及び互助を促すため、地域交流の活性化を推進します。

また、自主防災組織の充実や防災訓練を行い、災害に備えます。

行政の取り組み（防災消防課）

- ・ 各家庭への防災備蓄推進
- ・ マイタイムライン作成推進
- ・ 自主防災組織への情報の提供
- ・ ハザードマップの見直し
- ・ 自主防災組織の立ち上げ支援、防災訓練の支援等
- ・ 地区防災計画作成の促進
- ・ 市総合防災訓練で避難所運営訓練を実施

社会福祉協議会の役割

- ・ 防災見守りマップ作成（ワークショップ）支援
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 災害ボランティア養成講座の受講
- ・ 自主防災活動の推進
- ・ 地区福祉会や多様な団体および個人が集まり、緊急時、災害時の支援体制を協議する
- ・ 防災見守りマップの作成と避難支援の検討

⑤ 災害時避難行動要支援者の支援

現状・課題と基本的な考え

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者の把握や、地域住民・関係機関との連携が十分とはいえず、避難支援体制の強化が求められています。

誰もが安心して避難できるよう、情報の把握や役割の確認が必要です。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約、個別計画の作成を行う

社会福祉協議会の役割

- ・ 避難行動要支援者（一人暮らし高齢者）に対する防災カードの作成

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 避難行動要支援者に対する地域の支援
- ・ 防災見守りマップ作成等での要支援者の把握
- ・ 避難行動要支援者の避難について地区で検討
- ・ 福祉避難所としての役割等（福祉事業所）

⑥ 住宅改修の推進

現状・課題と基本的な考え

住宅内での高齢者の転倒事故等は、身体状態の悪化につながる可能性が高くなっています。

高齢者や障がい者が安心して生活を送るために、住宅のバリアフリー化や改修支援を進める必要があります

行政の取り組み（社会福祉課・高齢介護課）

- ・ 転倒事故防止に関する住宅改修についての支援制度の周知
- ・ 適正に住宅改修が行われるための事業者への研修や利用者への周知

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括支援センターによる住宅改修等の支援

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 住宅改修に関する専門的アドバイス（理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等）
- ・ 住まいの安全性や危険個所への気づき
- ・ 介護保険制度による住宅改修の活用

【計画の柱 その4】

すべての人を支える包括的な相談・支援・地域づくり

複合化する生活課題に対応するため、地域包括ケアの推進や総合相談体制の充実が求められています。住民参加型の生活支援を強化し、子育て支援や障がい者支援、認知症対応や権利擁護を推進します。

① 総合相談・総合対応の充実

現状・課題と基本的な考え

経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、子育て、ひとり親、ひきこもり等の複合的な生活課題を抱える人は、制度の狭間に陥りやすくなっています。市や社会福祉協議会、福祉事業所等に各種の相談窓口を設けているが、より一層の連携した対応が求められています。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の推進
- ・ 重層的支援体制整備事業の実施による各相談窓口との連携

社会福祉協議会の役割

- ・ 総合相談センターにおいて、生活困窮をはじめ、各種の複合的な課題に対し、関係機関と連携し対応を行う
- ・ 重層的支援において、市と連携し問題解決に向けて一元的に取り組む体制を整備する
- ・ 問題解決に向けて法律的な支援が必要な方を対象に無料法律相談を行う

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守りネットワークで「課題を抱える世帯」を把握し、行政や社会福祉協議会等へつなぐ

② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割

現状・課題と基本的な考え

医療・介護・予防等が連携し、在宅での介護を支える包括ケアの充実が求められており、地域福祉の立場での整備が必要です。

行政の取り組み（高齢介護課・社会福祉課・健康づくり推進課）

- ・ 多様な支え合い活動の立ち上げ
- ・ 生活支援体制整備事業の実施
- ・ 医療・介護・予防等の関係機関と連携した包括的な支援の推進

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括ケアシステムの構築及び推進を図る
- ・ 地域包括支援センターの役割の充実

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 見守りネットワークで「課題を抱える世帯」を把握し、行政や社会福祉協議会等へつなぐ

③ 住民参加型生活支援サービスの推進

現状・課題と基本的な考え

生活支援が必要な人への地域の支え合いの不足、さらに公的サービスとのすきまを埋めるため、住民参加型生活支援サービスの推進が必要です。

行政の取り組み（高齢介護課）

- ・ 安心生活サポート事業の協力会員の養成及び人材育成

社会福祉協議会の役割

- ・ 安心生活サポート事業の推進

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 事業所の地域貢献
- ・ 有償ボランティアへの参加と利用促進

④ 権利擁護の推進

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化の進行や障がいの多様化により、成年後見制度と権利擁護の取り組みの推進が必要とされています。

支援を必要とする人が適切なサービスを利用できるように、制度の周知やサービスの担い手の育成等、支援体制の充実が課題となっています。

行政の取り組み（高齢介護課・社会福祉課）

- ・ 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、わかりやすい周知・啓発
- ・ 成年後見支援センターの設置支援
- ・ 社会福祉協議会や熊本県、近隣自治体と連携し、権利擁護人材の育成を図る

社会福祉協議会の役割

- ・ 法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業で日常生活の支援
- ・ 生活支援員の養成・研修
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 制度の理解
- ・ 利用支援者としての協力

⑤ 健康づくり・介護予防

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化が進むなか、特に高齢者の健康維持や介護予防の取り組みは重要になっています。すべての人が地域でいきいきと暮らし続けるために、地域での支え合いや予防活動の充実が求められています。

行政の取り組み（健康づくり推進課・高齢介護課）

- ・ 出生前から高齢者まで幅広い年齢層に対応した健康づくりの啓発、介護予防の推進
- ・ 高血圧・高血糖・腎機能低下に保健指導を実施
- ・ サロン等への保健師の派遣、出前講座の実施
- ・ 特定健診をはじめとする各種健（検）診の受診勧奨
- ・ 年代に応じた「さしより野菜」の啓発

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民に身近な場所での介護予防事業（百歳体操・地域型認知症予防教室）
- ・ 介護予防サポーター事業
- ・ 巡回型介護予防事業（講話・体力測定）
- ・ いきいきサロン等を活用した健康づくり・介護予防

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 日頃からの健康づくり
- ・ 特定健診の受診

⑥ 地域子育て支援

現状・課題と基本的な考え

地域の子育て支援の必要性が高まるなか、行政や関係機関の連携強化や、地域全体で支える体制を整えることが課題です。

市直営の子育て支援センター「ひろば」等、子育て支援拠点の充実や相談窓口の強化、地域での支え合い活動の推進が求められています。

行政の取り組み（こどもセンター）

- ・ 子育ての楽しさや子育て支援の情報提供
- ・ 地域子育て支援拠点事業や子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業の推進
- ・ 地域における子育て支援ネットワークの強化

社会福祉協議会の役割

- ・ いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 母子保健推進員の活動
- ・ ファミリーサポートセンター事業、援助会員への参加
- ・ 地域でのこどもの見守りや世代間交流等

⑦ 障がい者の地域共生

現状・課題と基本的な考え

障がい者手帳の交付は療育・精神分野で増加傾向にあります。誰もが住みやすい地域をつくるため、身体・精神・知的・発達障がいへの理解を深めることが重要です。

また、障がい者の高齢化、「親亡き後」の生活を見据えた居住支援が求められています。地域の実情に応じた支援機能を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス体制を構築することが必要です。

行政の取り組み（社会福祉課）

- ・ ノーマライゼーション及び地域共生社会の考え方等の普及・啓発
- ・ 宇城市地域生活支援拠点等整備事業のコーディネーターを配置

社会福祉協議会の役割

- ・ 障がい者交流事業
- ・ 障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 障がい者施設でのイベント等をきっかけとした地域住民との交流
- ・ 障がい者施設、障がい者グループホームとの交流

⑧ 地域での認知症対応

現状・課題と基本的な考え

認知症の人が増加するなか、地域全体での支え合いが求められています。認知症への理解を深めるとともに、地域住民や関係機関が協力し、見守りや支援の仕組みを強化することが課題です。

行政の取り組み（高齢介護課）

- ・ 認知症サポーター養成講座を実施
- ・ 認知症の人を地域・近隣で支える仕組みの推進

社会福祉協議会の役割

- ・ 見守り活動のなかで認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援
- ・ 地域包括支援センターとの連携

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ キャラバンメイト等の協力・認知症への理解
- ・ 認知症介護者のつどい等への参加や経験の伝達

⑨ 福祉事業所との連携・協働

現状・課題と基本的な考え

複雑化する生活課題に対応するため、福祉事業所との連携強化が重要になっています。多様なニーズに応じた包括的な支援体制の構築が課題です。

行政の取り組み（高齢介護課）

- ・ 事業所と連携した地域包括ケアの推進
- ・ 事業所の地域貢献活動の啓発
- ・ 宇城圏域ごとの福祉関連事業所連絡会の開催

社会福祉協議会の役割

- ・ 事業所との連携
- ・ 事業所と地域住民とのコーディネート

地域住民・福祉事業所等の役割

- ・ 事業所間の情報交換や地域貢献活動、行政・社会福祉協議会との協働のために連絡会へ参加

第4章 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が取り組む主要事業と、地域福祉計画の柱に沿った社会福祉協議会の具体的な取り組みを整理します。

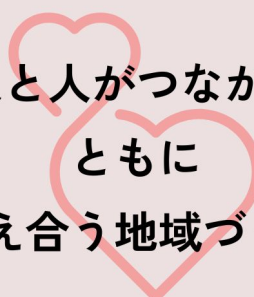
1.社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の理念

地域福祉を推進するには、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者等が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が平等に与えられるようにすることが重要です。そのため、地域住民、福祉団体、市、社会福祉協議会が協働して、地域福祉の推進に努める必要があります。

特に、支え合う地域づくりには、地域住民の役割は欠かせないものであり、社会福祉協議会が住民と一体となって、その推進に役割を果たしていきます。

以上のことから、本計画の基本理念は、住民参加による地域づくりを推進するために「人と人がつながり ともに支え合う地域づくり」とします。

地域福祉活動計画の基本理念



人と人がつながり
ともに
支え合う地域づくり

社会福祉協議会の基本方針

私たちは、

- ・住民の声に耳を傾け、時代とニーズに即した効果的な事業を展開します
- ・常に住民の立場に立ち、その人権を尊重します
- ・多くの機関、団体と連携・協働し、広域的なネットワークを構築します
- ・専門職としての自覚と誇りを持ち、常に資質の向上に努めます
- ・開かれた組織づくりと健全な経営に努め、組織の基盤強化を図ります

2.社会福祉協議会の主要事業

Ⅰ 地区福祉会活動の支援・推進

- ・ 地域における住民自治活動となるのは行政区です。地域でのつながりや支え合いに取り組む仕組みづくりの支援を行います。特に、未設置地区での設立を推進します。
- ・ 地区福祉会の充実を促進します。
- ・ 地域住民の困りごとや地域の支え合い活動を考える福祉座談会（ワークショップ）を推進します。座談会では、地域の「課題や資源」をとらえ、地域住民がお互いに意見を出し合い課題の解決に向けて考え取り組むことにより「地域の福祉力」を高め、よりよい地域社会づくりをめざし地区福祉会活動を推進します。

福祉座談会の内容(例)

防犯・防災、見守りマップ等の作成から(地区福祉会単位での推進)

- ・ 地域の防犯・防災、さらに災害時要支援者の把握など各行政区単位で取り組んでいく必要があります。そのため、防犯や防災に関する状況の整理と見守り対象者の把握のためのマップ作成を進めていきます。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築



Ⅰ 福祉座談会の内容(例)



Ⅰ 地区福祉社会活動（支え合い活動の内容）

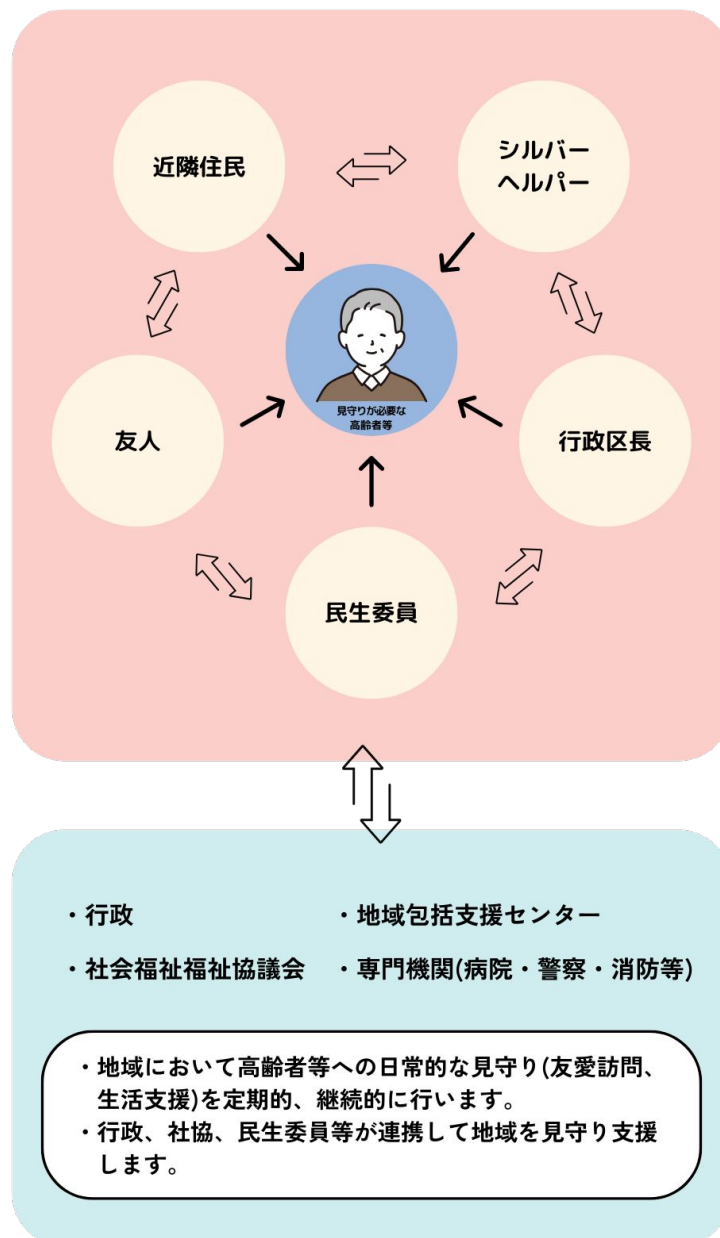
- ・ 支え合い活動は、下表のように分類することができます。
- ・ 地区の状況に応じて必要な取り組みが行えるよう、活動の手引き作成や事例紹介等の各種支援を進め、より一層の支え合い活動の充実につなげます。
- ・ 地区福祉社会の活動はサロンだけでなく、幅広い視点での活動であり、地区の状況に応じて工夫していけるよう、役員研修や広報、福祉座談会の開催等を進めます。
- ・ 生活支援体制整備事業の推進及び生活支援コーディネーターの配置

区分	内容（例示）
地域住民の福祉の意識づくり	・ 座談会でスライド等を使った地域支え合いの重要性や事例の学習 ・ 地区福祉社会での定期的な福祉研修
見守りネットワーク	・ 防災見守りマップ作成 ・ 一人暮らし高齢者等の日常の見守り（声かけ・手回し回覧板・新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯等） ・ 災害時要援護者避難支援等、マップや見守り台帳作成 ・ 関係者の連絡会議 ・ 「気になる世帯・人」を専門機関につなぐ
ふれあいいきいきサロン 公民館開放	・ 公民館等に月一回程度集まり交流活動（健康づくり・生きがいがづくり・仲間づくり・レクリエーション・伝統行事等） ・ 安否の確認
既存の地域行事による交流	・ 地域行事を通して、世代間のつながりづくりのための交流の場
生活支援活動 （お互いさま活動）	・ 日常生活における困りごと（ゴミ出しや、電球交換、家具の移動等）に対する支援活動
防災・防犯活動	・ 初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）、避難訓練、炊き出し訓練 ・ 危険個所の確認（防災マップ作成）や隣保班ごとの避難方法の話し合い等 ・ 専門職による学習活動（消費者センター・警察署・消防署等）
健康づくり活動 福祉学習活動	・ 生活習慣病予防、健康づくりに関する学習会の開催 ・ 通いの場（百歳体操、地域型認知症予防教室等） ・ 健康増進のための、軽スポーツ等の実施 ・ 認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防等、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催

Ⅰ 見守りネットワークの推進

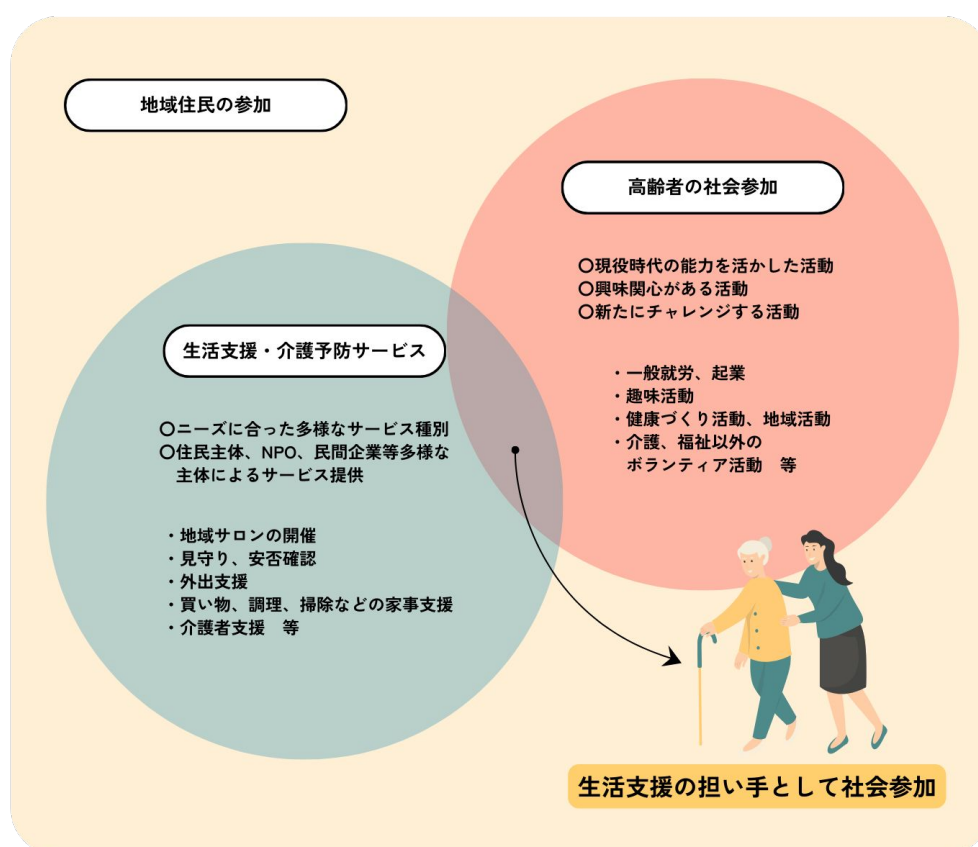
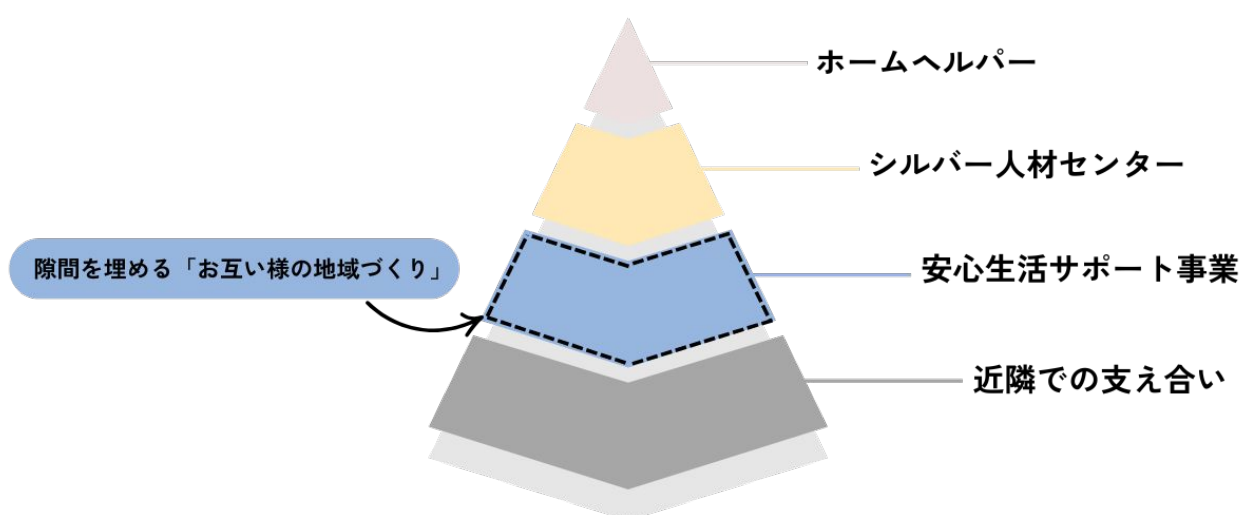
住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるよう、一人暮らし高齢者をはじめ障がいのある要援護者に対し、近隣住民による見守り体制を確保し、日常的な見守りの中で、身体的変化や生活上の困りごとに気づくことが重要です。その変化を支えながら、専門的支援が必要な場合は、民生委員を通して、社協・行政・専門機関等へつなぐ見守りネットワークを推進するとともに、地域包括ケア体制の構築を目指します。

Ⅰ 見守りネットワーク(イメージ図)



Ⅰ お互いさまの地域づくり（住民参加型生活支援体制）

住民による生活支援の仕組みとなる生活支援体制の仕組みづくりと構築を推進します。



3.社会福祉協議会の取り組み

地域福祉計画に即して、社会福祉協議会の役割、具体的な事業、目標値、主な協力・助成団体等をあきらかにし、市全体での地域福祉を推進します。

【計画の柱 その1】

地域福祉に関する意識づくり、人づくり

地域住民による支え合いの理解を広めるとともに、地域福祉活動に関わる人材の育成及び活躍の機会を提供するための取り組みを推進します。

① 地域福祉の啓発・広報

現状・課題と基本的な考え

地域における生活課題は多様化、複雑化してきており、これらの課題には地域社会全体で協力して取り組む必要があります。

啓発活動を通じて、地域福祉の基本的な考え方や目的、具体的な活動内容等を広く周知することで、地域住民の関心を高め、主体的な参加を促します。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会・校区福祉会・各種団体との密接な関係を活かした地域福祉の周知・啓発
- ・ 広報紙、ホームページ等での周知

【具体的な事業】

- ・ 月 1 回の広報紙発行・啓発
(目標：月 1 回、主な協力・助成団体等：行政区長等)
- ・ ホームページの公開及び更新

② こどもの時からの意識づくり

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化が進み、こどもたちの地域活動や高齢者とふれあう機会等が減少しています。

小中学校で福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を実施し、こどもたちに対し福祉に関する意識づくりを行います。

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉体験学習等を活かした意識づくり
- ・ ボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、福祉出前講座、認知症サポーター養成講座

【具体的な事業】

- ・ ボランティア協力校の指定
（目標：全１９校、主な協力・助成団体等：小中高等学校）
- ・ 福祉や高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座等の開催
（目標：全１９校、主な協力・助成団体等：小中高等学校）
- ・ ワークキャンプ
（目標：全１９校、主な協力・助成団体等：小中高等学校、福祉事業所）

③ 生涯学習での意識づくり

現状・課題と基本的な考え

公民館活動や講演会等で学習機会の提供を行っていますが、青壮年世代の地域福祉への関心が低いようです。

多様な学習機会の提供し、啓発を進めることで参画を促す必要があります。

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉出前講座の内容の充実
- ・ 福祉座談会等での講座の紹介

【具体的な事業】

- ・ 各種団体への福祉啓発および認知症講話
（目標：７０回、主な協力・助成団体等：団体等）

④ 高齢者の福祉・健康づくり学習

現状・課題と基本的な考え

高齢者の増加に伴い、健康維持や介護予防の重要性が高まっていますが、地域とのつながりが希薄化し、閉じこもりがちになる傾向があります。高齢者の居場所づくりや役割づくり、交流の機会の充実が必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福社会活動での高齢者の健康づくりの取り組みを推進
- ・ 通いの場の設置、推進
- ・ 地域包括支援センターとの連携

【具体的な事業】

- ・ 福祉啓発活動及び介護予防教室の開催、百歳体操の推進
(目標：200回、主な協力・助成団体等：地区福社会等)

⑤ ボランティア活動の推進

現状・課題と基本的な考え

ボランティアの担い手不足を解消するため、うきスマイルサポーター養成講座等を行っています。ボランティア活動の機会や場を充実させ、参加を促進する必要があります。

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の提供（需給調整）
- ・ 災害ボランティアの養成及び災害ボランティアセンター設置訓練
- ・ ボランティア保険加入手続き
- ・ ボランティアセンターの機能強化

【具体的な事業】

- ・ 各種ボランティアの育成
(目標：20人)
- ・ ボランティアセンターの運営
(主な協力・助成団体等：ボランティア連絡協議会)
- ・ ボランティアポイントを活用した活動支援
(目標：50人、主な協力・助成団体等：ボランティア連絡協議会)

⑥ 各種団体活動の支援

現状・課題と基本的な考え

老人クラブ、食生活改善推進員、ボランティア連絡協議会等は、福祉関係の活動を積極的に行っており、地域福祉の重要な担い手です。その一方で役割発揮の場や支援が不足しており、活動の促進と福祉関連事業所等との連携強化が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 各種団体との連携した支え合い活動の推進
- ・ 人材、資源のネットワークづくり（地域との顔なじみ）

【具体的な事業】

- ・ 活動資金の助成
（目標：7団体、主な協力・助成団体等：福祉団体等）

【計画の柱 その2】

地域の支え合いと交流による見守り体制づくり

地区福祉会等による地域の支え合い活動や、様々な地域コミュニティ活動を推進することにより、地域を主体とした見守り体制を構築します。

① 地区福祉会、校区福祉会活動の充実

現状・課題と基本的な考え

地域住民の活動の基本組織として、地区福祉会の全地区での設置を進めていますが、未設置の地区もあります。組織強化や住民の参加促進の取り組みが必要です。

令和6年度（地区福祉会：139地区、校区福祉会：3校区）

社会福祉協議会の役割

- ・ 未設置地区での設置促進の働きかけ
- ・ 活動事例の収集、事例集の発行等
- ・ お互いさまの地域づくり（生活支援体制）の推進及び生活支援コーディネーターの配置
- ・ 専門職の派遣（病院・企業等）
- ・ 通いの場（百歳体操・地域型認知症予防教室）の推進及び設置

【具体的な事業】

- ・ 校区、地区福祉会における地域福祉活動の推進と充実
（主な協力・助成団体等：地区福祉会）
- ・ ふれあいいきいきサロン活動、百歳体操、要支援者見守り活動、福祉問題発見活動、地域防災活動等の実施等
（主な協力・助成団体等：地区福祉会）

② 住民福祉座談会の開催

現状・課題と基本的な考え

地域のつながりが希薄化しているなかで、地域の課題を住民同士で話し合う機会が不足しており、座談会を通じて課題の共有や解決策の検討を進める必要があります。

社会福祉協議会の役割

- ・ 福祉座談会の有効性の啓発と開催の段取り、実際の運営
- ・ 見守り活動および防災見守りマップ作成支援
- ・ 生活支援体制整備事業の推進

【具体的な事業】

- ・ 地区福祉会説明会及び福祉座談会で地区福祉会の活動内容と財源の周知
(目標：年15回、主な協力・助成団体等：地区福祉会、行政区)

③ 見守り活動の推進

現状・課題と基本的な考え

民生委員、シルバーヘルパー、地区福祉会等により、日常的に見守り活動は進んでいますが、組織の担い手不足が課題となっています。

特に、高齢者、障がい者、子育て世帯、ひとり親世帯、ひきこもりや虐待等にも対応するきめ細かな見守り体制の強化が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会活動を基本としての見守り活動の推進
- ・ 要支援者の把握とネットワーク台帳の整備

【具体的な事業】

- ・ 民生委員を主体とした見守り活動の推進
(主な協力・助成団体等：民生委員)
- ・ 一日給食サービス事業の開催
(目標：年1回、主な協力・助成団体等：民生委員、食生活改善推進協議会、地域婦人会)
- ・ もしまし電話訪問活動の支援
(主な協力・助成団体等：ボランティア団体)

④ サロン活動の推進

現状・課題と基本的な考え

高齢者の孤立を防ぐため、サロン活動による交流は重要ですが、現状として参加者の固定化や減少、担い手不足が課題となっており、誰もが参加しやすい環境づくりと地区全体でのサロンの運営が求められています。

令和6年度時点サロン数：139地区

社会福祉協議会の役割

- ・ 高齢者の見守りや健康維持、交流の場であるサロン活動の推進
- ・ うきスマイルサポーターの養成と活動支援
- ・ 介護予防機能の強化

【具体的な事業】

- ・ サロン活動の支援
(目標：随時、主な協力・助成団体等：地区福祉会)

⑤ 住民交流活動の支援

現状・課題と基本的な考え

地域の支え合いの前提となる活動であり、近隣関係の希薄化や少子高齢化等で年中行事自体が行われにくくなっている現状があるいま、世代を超えたつながりを深めるための活動や支援の充実が必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地区福祉会を基本としたコミュニティ活動の支援
- ・ 地域の現状把握と分析

【具体的な事業】

- ・ 世代間交流の活動支援
(主な協力・助成団体等：地区福祉会)

⑥ インフォーマルな社会資源の活用

現状・課題と基本的な考え

地域の支え合いを強化するためには、NPOや福祉事業所、民間企業等の多様な社会資源を活用することが重要です。しかし、地域にある支援の情報が十分に共有されておらず、活用が進んでいない現状があります。

地域の課題解決に向けて、インフォーマルな社会資源の発掘や連携を強化し、必要な支援を受けやすい環境づくりが求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ インフォーマルな社会資源のマップ作成及び活用
- ・ 地域包括ケアシステムの構築・推進

【具体的な事業】

- ・ 地区福祉会での「地域マップ」作成支援
- ・ 医療・福祉事業所の校区・地区福祉会活動への協力要請
(主な協力・助成団体等：地区福祉会、市役所)

【計画の柱 その3】

災害への備えと生活支援による安全安心の地域づくり

熊本地震や九州北部豪雨災害等を教訓とした災害への備えを充実するとともに、住民参加型支援サービスの活用促進や地域での生活維持に向けた取り組みを推進します。

① 地域の交流拠点となる縁がわ機能の充実

現状・課題と基本的な考え

地域の交流拠点が不足しており、高齢者や子育て世帯を含む住民同士が気軽に集える場所が限られています。

「地域の縁がわ」機能を充実させ、地域住民にとって福祉の拠り所としての役割を果たすことが望まれます。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域の縁がわ等と地域住民の情報提供

【具体的な事業】

- ・ 公民館等の施設での「縁がわ」機能の情報提供

② 移動・買い物等の支援

現状・課題と基本的な考え

交通空白地が点在し、運転免許を持っていない人は外出することが困難な状態にあります。

多様な交通モードを連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要があります。

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民参加型生活支援サービスでの対応の工夫
- ・ 買い物支援サービス（安心生活サポート事業）
- ・ 社会資源の情報提供

【具体的な事業】

- ・ 移動・買い物支援サービスの実施
（目標：年 400回、主な協力・助成団体等：行政区）

③ ユニバーサルデザインの推進

現状・課題と基本的な考え

高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して暮らせる地域づくりのために、ユニバーサルデザインの推進が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 公民館改修事業の情報提供

【具体的な事業】

- ・ 公民館等の拠点改修制度等の周知・啓発
(主な協力・助成団体等：地区福祉会)

④ 地域防災対策の推進

現状・課題と基本的な考え

近年の自然災害の増加により、防災対策の重要性が高まっています。

南海トラフ地震等の大規模地震に備え、避難路の確認や防災備蓄品の確保、防災意識の向上が必要です。

災害時には、特に高齢者や障がい者、外国人住民等の支援が必要な人々への配慮が重要です。自助及び互助を促すため、地域交流の活性化を推進します。

また、自主防災組織の充実や防災訓練を行い、災害に備えます。

社会福祉協議会の役割

- ・ 防災見守りマップ作成（ワークショップ）支援
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練

【具体的な事業】

- ・ 市防災訓練参加（ボランティアの育成、炊き出し訓練の実施）
(目標：年 1 回、主な協力・助成団体等：地区福祉会、ボランティア連絡協議会)
- ・ 災害ボランティアセンター設置訓練を実施
(目標：年 1 回、主な協力・助成団体等：地区福祉会、ボランティア連絡協議会)
- ・ 避難時の経路等のマップづくり等の支援
(目標：年 1 回、主な協力・助成団体等：地区福祉会、ボランティア連絡協議会)

⑤ 災害時避難行動要支援者の支援

現状・課題と基本的な考え

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者の把握や、地域住民・関係機関との連携が十分とはいえず、避難支援体制の強化が求められています。

誰もが安心して避難できるよう、情報の把握や役割の確認が必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 避難行動要支援者（一人暮らし高齢者）に対する防災カードの作成

【具体的な事業】

- ・ 防災カードの配布（一人暮らし高齢者）
（主な協力・助成団体等：民生委員）
- ・ 防災マップ等の作成支援
（目標：年 5 回、主な協力・助成団体等：行政区等）

⑥ 住宅改修の推進

現状・課題と基本的な考え

住宅内での高齢者の転倒事故等は、身体状態の悪化につながる可能性が高くなっています。

高齢者や障がい者が安心して生活を送るために、住宅のバリアフリー化や改修支援を進める必要があります

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括支援センターによる住宅改修等の支援

【具体的な事業】

- ・ 住宅改修助成事業の周知・啓発
（主な協力・助成団体等：地域包括支援センター）

【計画の柱 その４】

すべての人を支える包括的な相談・支援・地域づくり

複合化する生活課題に対応するため、各分野の連携による地域包括ケアを推進。住民参加型の生活支援や、子育て・障がい者支援を充実させ、権利擁護や認知症対応を強化します。

① 総合相談・総合対応の充実

現状・課題と基本的な考え

経済的困窮の課題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、子育て、ひとり親、ひきこもり等の複合的な生活課題を抱えている人は、制度の狭間に陥りやすくなっています。市や社会福祉協議会、福祉事業所等に各種の相談窓口を設けているが、より一層の連携した対応が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 総合相談センターにおいて、生活困窮をはじめ、各種の複合的な課題に対し、関係機関と連携し対応を行う
- ・ 重層支援において、市と連携し問題解決に向けて一元的に取り組む体制を整備する
- ・ 課題解決に向けて法律的な支援が必要な方を対象に無料法律相談を行う

【具体的な事業】

- ・ 福祉法律相談の実施
(目標：月１回、主な協力・助成団体等：弁護士会)
- ・ 生活自立支援センターの設置・運営
(目標：相談件数 １２０ 件/年、主な協力・助成団体等：市役所、関係団体)

② 地域包括ケアへの地域福祉としての役割

現状・課題と基本的な考え

医療・介護・予防等が連携し、在宅での介護を支える包括ケアの充実が求められており、地域福祉の立場での整備が必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 地域包括ケアシステムの構築及び推進を図る
- ・ 地域包括支援センターの役割の充実

【具体的な事業】

- ・ 地域のよりあい活動の支援
(目標：週 1 回、主な協力・助成団体等：地区福社会等)

③ 住民参加型生活支援サービスの推進

現状・課題と基本的な考え

生活支援が必要な人への地域の支え合いの不足、さらに公的サービスとのすきまを埋めるため、住民参加型生活支援サービスの推進が必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 安心生活サポート事業の推進

【具体的な事業】

- ・ 安心生活サポート事業の推進
(目標：年 1, 300 回、主な協力・助成団体等：行政区等)

④ 権利擁護の推進

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化の進行や障がいの多様化により、成年後見制度と権利擁護の取り組みの推進が必要となっています。

支援を必要とする人が適切なサービスを利用できるように、制度の周知やサービスの担い手の育成等、支援体制の充実が課題となっています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業で、日常生活の支援
- ・ 生活支援者の養成・研修
- ・ 総合相談センターを設置し、複合的な課題にもセンターで一括して対応できる体制を整備する

【具体的な事業】

- ・ 地域福祉権利擁護事業の実施
(目標：35人)
- ・ 法人成年後見人等受任事業の実施
(目標：17人)
- ・ 成年後見支援センターの設置・運営
(目標：相談件数100件/年、主な協力・助成団体等：弁護士、司法書士、家庭裁判所)

⑤ 健康づくり・介護予防

現状・課題と基本的な考え

少子高齢化が進むなか、特に高齢者の健康維持や介護予防の取り組みは重要になっています。すべての人が地域でいきいきと暮らし続けるために、地域での支え合いや予防活動の充実が求められています。少子高齢化が進むなか、特に高齢者の健康維持や介護予防の取り組みは重要になっています。すべての人が地域でいきいきと暮らし続けるために、地域での支え合いや予防活動の充実が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ 住民に身近な場所での介護予防事業（百歳体操・地域型認知症予防教室）
- ・ 介護予防サポーター事業
- ・ 巡回型介護予防事業（講話・体力測定）
- ・ いきいきサロン等を活用した健康づくり・介護予防

【具体的な事業】

- ・ 地域での介護予防活動の支援
（目標：139地区、主な協力・助成団体等：地区福社会等）

⑥ 地域子育て支援

現状・課題と基本的な考え

地域の子育て支援の必要性が高まるなか、行政や関係機関の連携強化や、地域全体で支える体制を整えることが課題です。

市直営の子育て支援センター「ひろば」等、子育て支援拠点の充実や相談窓口の強化、地域での支え合い活動の推進が求められています。

社会福祉協議会の役割

- ・ いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援

【具体的な事業】

- ・ ひとり親世帯交流事業の開催
(目標：10世帯：主な協力・助成団体等：ひとり親家庭の会)
- ・ 子ども劇場の開催
(目標：800人：主な協力・助成団体等：保育園、幼稚園、認定こども園ほか)

⑦ 障がい者の地域共生

現状・課題と基本的な考え

障がい者手帳の交付は療育・精神分野で増加傾向にあります。誰もが住みやすい地域をつくるため、身体・精神・知的・発達障がいへの理解を深めることが重要です。

また、障がい者の高齢化、「親亡き後」の生活を見据えた居住支援が求められています。地域の実情に応じた支援機能を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス体制を構築することが必要です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 障がい者交流事業
- ・ 障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援

【具体的な事業】

- ・ 障がい者福祉スポーツ大会の開催
(目標：100人、主な協力・助成団体等：障がい者団体等)

⑧ 地域での認知症対応

現状・課題と基本的な考え

認知症の人が増加するなか、地域全体での支え合いが求められています。認知症への理解を深めるとともに、地域住民や関係機関が協力し、見守りや支援の仕組みを強化することが課題です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 見守り活動のなかで認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援
- ・ 地域包括支援センターとの連携

【具体的な事業】

- ・ 見守り協力企業の普及啓発・強化
(目標：200事業所、主な協力・助成団体等：市内事業所、商店、行政区)

⑨ 福祉事業所との連携・協働

現状・課題と基本的な考え

複雑化する生活課題に対応するため、福祉事業所との連携強化が重要になっています。多様なニーズに応じた包括的な支援体制の構築が課題です。

社会福祉協議会の役割

- ・ 事業所との連携
- ・ 事業所と地域住民とのコーディネート

【具体的な事業】

- ・ 福祉事業所と地域のコーディネート
(目標：随時、主な協力・助成団体等：福祉事業所)
- ・ 福祉事業所へ座談会の参加呼びかけ
(目標：随時、主な協力・助成団体等：福祉事業所、地区福祉会等)

第5章 宇城市重層的支援体制整備事業実施計画

Ⅰ 計画策定の背景・趣旨

現在、少子高齢化や核家族化、住民同士のつながりの希薄化等により複雑化・多様化した課題を抱える方や、高齢の親と無職のこどもの同居世帯、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯等、複数の課題を抱える方が増加しています。

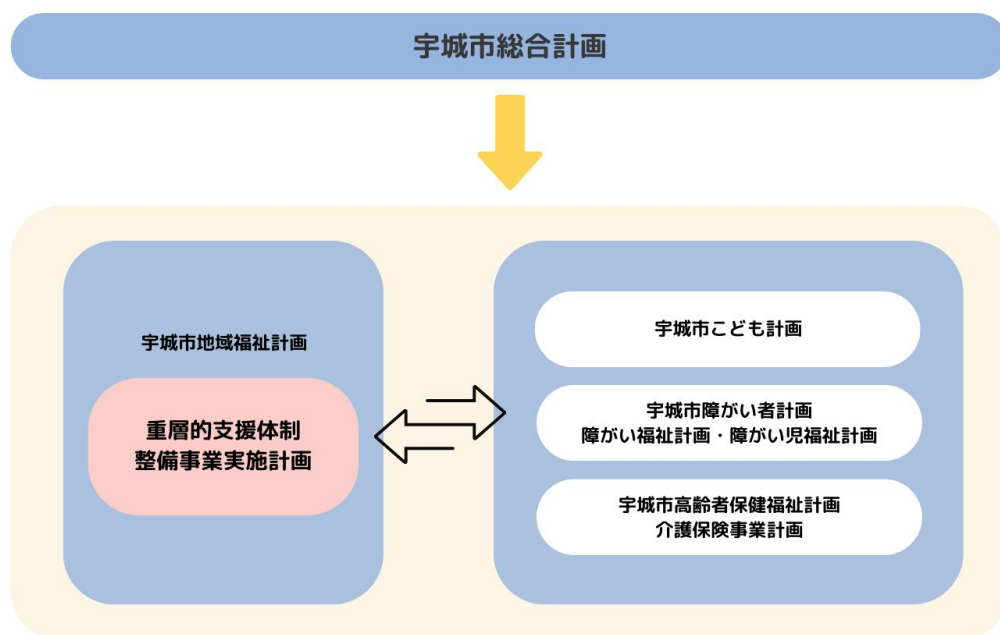
このことに伴い、国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」により改正された社会福祉法において、市町村が「属性を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日より施行されました。

宇城市では、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、平成22年3月に第1期、平成27年3月に第2期、令和2年3月に第3期、令和7年3月に第4期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。各団体、関係機関と行政が協働し、地域に根ざした支え合いのまちづくりを進め、「住んで良かった」と実感していただけるまちづくりに努めています。

既存の取り組みを活かして、市全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らずワンストップで受け止め、包括的・一体的に支援を行い、赤ちゃんからお年寄りまで誰もが健康で生きがいを持って暮らせる地域を目指します。

Ⅰ 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づき、第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の理念である「赤ちゃんからお年寄りまで誰もが健康で生きがいを持って暮らせる地域を市民みんなで作り上げていく」ことを基に策定を行います。



Ⅰ 計画の期間

本実施計画の期間は、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間としています。

計画名称	計画期間	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
宇城市総合計画	R7～R14 (8年間)									
宇城市地域福祉計画 地域福祉活動計画	R7～R11 (5年間)									
重層的支援体制整備 事業実施計画	R7～R10 (4年間)									

Ⅰ 重層的支援体制整備事業の実施内容

1. 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮分野の各分野の相談窓口が相談者の世代や属性等を問わず、多様で複雑な困りごとに寄り添い、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行うとともに、必要に応じて適切な相談支援機関との連携を行います。

①地域包括支援センターの運営【介護分野】

担当課	高齢介護課
事業内容	総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的継続的ケアマネジメント
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者やその家族等
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

②障がい者相談支援事業【障がい分野】

担当課	社会福祉課
事業内容	総合相談、専門相談、権利擁護、虐待防止、相談支援事業者への支援、地域移行・地域定着の促進
主たる支援対象者	宇城圏域の障害児・者の方、またその家族等支援者
実施方式	委託（社会福祉法人 十百千会 宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい）

③利用者支援事業【子ども分野】

担当課	こどもセンター
事業内容	児童虐待防止、児童に関する相談、子育て世代包括支援、少子化対策に関すること、要保護児童対策地域協議会に関すること
主たる支援対象者	主としておおむね18歳未満の子どものあらゆる相談
実施方式	直営

担当課	健康づくり推進課
事業内容	妊娠・出産・育児に関する相談および、出産・育児に関する継続的な支援
主たる支援対象者	妊娠期から就学まで
実施方式	直営

④生活困窮者自立相談支援事業【困窮分野】

担当課	社会福祉課
事業内容	経済的に困窮し、最低限の生活を送ることが出来なくなるおそれのある者の相談や支援（暮らし・仕事・お金・住まい・家族のこと）
主たる支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（要保護対象者以外の生活困窮者）
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

2.参加支援事業

既存の取り組みを活用して、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を行います。

担当課	社会福祉課
事業内容	複雑・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等を関係機関と連携して支援を行う
主たる支援対象者	宇城市民
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

3.地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所、地域における活動の活性化を通じた多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

①地域介護予防活動支援事業【介護分野】

担当課	高齢介護課		
事業内容	いきいき百歳体操（地域の住民主体で行う介護予防教室）	介護予防サポーター事業（地域での介護予防を支援するボランティア活動）	地域型認知症予防教室（地域の住民主体で行う介護予防教室）
主たる支援対象者	各地区の高齢者		
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）		

②生活支援体制整備事業【介護分野】

担当課	高齢介護課
事業内容	中学校区ごとに生活支援コーディネーターを配置し住民主体のサービスが活性化されるよう地域の互助力を高め、高齢者の社会参加を促し、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを行う
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

③地域活動支援センター事業【障がい分野】

担当課	社会福祉課
事業内容	身体・精神・知的等に障がいのある障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を送ることができるようサポート。日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供等を行い、地域社会との交流支援を行う
主たる支援対象者	宇城圏域の障がいのある者
実施方式	委託（うきうき地域支援センター、地域活動支援センター宇城きぼうの家）

④地域子育て支援拠点事業【子ども分野】

担当課	こどもセンター
事業内容	子育ての親子の交流の場の提供、子育て等の相談援助、子育て支援に関する講習等の実施、子育てに関する情報提供等を行う
主たる支援対象者	主としておおむね3歳未満の児童及び保護者
実施方式	直営

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業【困窮分野】

担当課	社会福祉課
事業内容	地域住民のニーズと生活課題の把握、コミュニティ支援の構築
主たる支援対象者	宇城市民
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

4.アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えながら、必要な支援が届いていない者を把握し、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とつながり続ける支援を行います。

担当課	社会福祉課
事業内容	支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集、関係性構築に向けた支援
主たる支援対象者	宇城市民
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

5.多機関協働事業

複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等支援者の支援を行います。

担当課	社会福祉課
事業内容	支援関係機関等の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチームとなり支援が円滑に進むよう必要な支援を行う
主たる支援対象者	支援関係機関
実施方式	委託（社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会）

6.重層的支援会議・生活自立支援会議

重層的支援体制整備事業では、関係機関の役割分担、支援の方向性の共有を行い、支援プランの作成・協議等を行う重層的支援会議を開催します。

また、複雑化・複合化した課題等を抱えている可能性がある事案で、支援が必要であると思われるものの、本人の同意が得られていないケースに対して、会議の構成員に守秘義務を設け、情報の共有や日常生活を営むための支援・見守り等の必要な体制の検討を行います。

なお、会議は案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

7.連携体制

住民からの複雑化・複合化した相談を受け止め、適切な機関へつなぎ、関係機関の一体的な連携を図ります。本市では、この体制を「うきまるごとサポート事業」とし、本人や関係機関、地域の方々と共に課題解決に向けて一緒に取り組みます。

第6章 宇城市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

平成28年5月には成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号、以下「法」といいます。）が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市においては、判断能力が十分ではない人の権利擁護を推進するため、本章を宇城市成年後見制度利用促進基本計画に位置づけ、成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

（１）計画の位置づけ

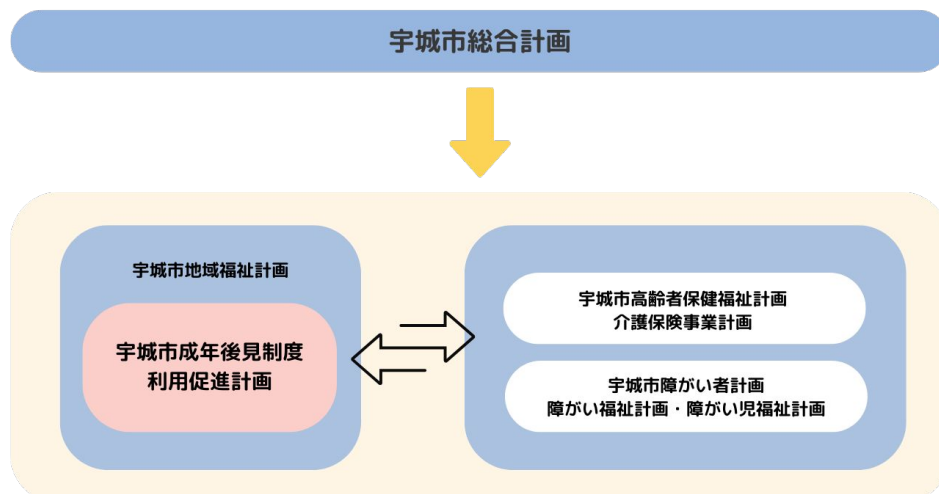
「宇城市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。

法第14条では、市町村は国が定める基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

国の基本計画においては、市町村は地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

（２）市の他計画との関係

本計画は「宇城市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」並びに「第4期障がい者計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を踏まえるとともに、「宇城市総合計画」との整合性を次のように図ります。



（３）現状と課題

宇城市の人口は、５町が合併した平成１７年（２００５年）には約６３,０００人でしたが、減少傾向が続いており、令和６年（２０２４年）には約５７,０００人となっています。今後も減少は続いていくことが予測されますが、高齢人口（６５歳以上）及び高齢化率は年々増加しており、令和６年（２０２４年）の高齢者人口は約２０,０００人で高齢化率は３５.４％となっています。

さらに、次の表のとおり、要介護（要支援）認定者のうち、認知機能低下が見られる人は２,０００人超の横ばいで推移しており、療育手帳及び精神保健福祉手帳を所持する人も増加していることから、成年後見制度の利用が必要となる人の増加も予測される状況です。

【 制度利用が予測される種別人員の推移 】

種 別	令和２年度	令和５年度
認知機能の低下が見られる人※	２,４２０人 （認定者３,３７０人）	２,１９９人 （認定者３,４７５人）
療育手帳所持者	７２４人	８３０人
精神保健福祉手帳所持者	５７３人	６４０人

※要介護（要支援）認定者のうち、認知機能の低下が見られる人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）

令和６年８月時点での成年後見制度利用者数は１２７人にとどまっており、潜在的需要があるものと想定されます。成年後見制度を利用したいと考えている人や家族、その支援者が、円滑に制度を利用し、活用していけるような体制整備が求められています。その一方で、核家族化の影響により後見活動を担える親族が減少し、後見を受任する専門職や法人の不足が危惧される状況です。

以上を踏まえ、本市では次の課題があると考えます。

課題１ 相談件数や利用者数は増加しているが、支援が必要な人が支援を受けられていない可能性がある。【制度周知、支援体制の整備】

課題２ 後見の受任が専門職や法人に限られており、今後、制度利用者が増加すれば成年後見人の担い手が不足する。【担い手育成・支援】

（４）目指すべき方向性

全ての住民の自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会を目指します。そのために、権利擁護を必要とする人が、自らの意思に基づいた日常生活を送ることができるよう、継続した支援ができる地域づくりの方針として、２つの基本目標を次のとおり定めます。

- ①成年後見制度を周知し支援体制を整備します。
- ②成年後見制度の担い手を育成し支援します。

(5) 具体的な取り組み

【基本目標 1】 成年後見制度を周知し支援体制を整備します。

1－1 相談窓口の開設及び周知

成年後見制度を含む権利擁護の相談窓口として、宇城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の中に、宇城市成年後見支援センターを引き続き開設し、市及び社協の広報紙やホームページ等で周知します。市民や事業者に対して、制度の説明や相談窓口を周知するために、講演会や研修会等を開催します。

1－2 相談支援体制の整備

相談があった場合は、宇城市成年後見支援センター等において面談又は電話により対応し、制度の説明、申立て等の支援を行います。相談に訪れることが困難な人については、必要に応じ訪問等により対応します。高度な問題を抱える相談ケースについては、宇城市成年後見支援センターにて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談窓口を開設し対応します。

1－3 親族後見人に向けた支援

市内在住の親族後見人からの相談に宇城市成年後見支援センターが応じ、適宜説明や専門職への繋ぎを行います。また、広報紙等により、親族後見人に相談支援を行うことを周知します。

1－4 地域連携ネットワーク協議会の開催

成年後見等の関わりが必要なケースにおいて、保健・医療・福祉・司法の専門職団体が連携共働する権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会を開催し、専門職が相談・助言ができる体制を構築します。

1－5 中核機関の運営

宇城市成年後見支援センターと高齢介護課、社会福祉課を中核機関とし、宇城市成年後見支援センターが一部機能（広報・相談）を担います。また、関係機関が連携し、本人を中心とする「チーム」及びそれを支援する「協議会」の運営と調整を行います。

【基本目標 2】 成年後見制度の担い手を育成し、支援します。

2-1 市民後見人の養成

熊本県や法人後見機関等と連携し、将来的な市民後見人等の養成を段階的に進めていきます。市民のニーズを確認しながら、養成講座とフォローアップ研修を開催します。市民後見人等養成講座受講後は、社協が実施する地域福祉権利擁護事業等に係る支援員として、経験を重ねる等の実務経験を積み、スキルアップする仕組みを考えており、審議会の中で協議、検討を行いながら進めていく予定です。

2-2 市長申立に関する受任調整への情報提供

宇城市長が成年後見の申し立てを行う案件について、本人のニーズに合った成年後見人等をスムーズに選任するために、地域連携ネットワーク協議会を活用して本人の意向を確認し、今後必要と思われる支援の内容を家庭裁判所に情報提供を行います。

(6) 計画の評価及び進捗管理

本計画における各事業の取り組み状況については、宇城市成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに評価を行い、必要に応じ見直しを行います。

【基本目標 1】 成年後見制度の周知及び支援体制の整備

具体的な取組	項目	第4期の目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1-1 相談窓口の開設及び周知	センター設置	設置	設置	設置	設置	設置
	広報紙等での周知（回）	12	12	12	12	12
	講演会・研修会等の開催（回）	10	10	10	10	10
1-2 相談支援体制の整備	相談対応（回）	430	430	450	450	450
	専門職窓（回）	12	12	12	12	12
1-3 親族後見人に向けた支援	広報紙等での周知（回）	2	2	4	4	4
1-4 地域連携ネットワーク協議会の開催	開催数（回）	1	1	2	2	2
1-5 中核機関の運営	運営	運営	運営	運営	運営	運営

【基本目標 2】 成年後見制度の担い手の育成・支援

具体的な取組	項目	第4期の目標値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2-1 市民後見人の養成	市民後見人等養成講座（回）	フォローアップ研修	市民後見人等養成講座	フォローアップ研修	市民後見人等養成講座	フォローアップ研修
2-2 市長申立に関する受任調整への情報提供	情報提供（件）	運営計画	1	1	1	1

第7章 宇城市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年のピーク時には285万4千件に達したものの、その後減少が続き、令和4年には60万1千件まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された者に占める再犯者の割合は、令和2年まで上昇傾向が続いたものの、その後は減少傾向に転じ、令和4年には検挙者の47.9%（県内では41.4%）を占めている状況にあります。

本市の刑法犯認知件数・犯罪率は、近年減少・低下傾向にあり、県全体と比較しても低い水準にありますが、年間100件前後の犯罪が発生しています。

犯罪の発生防止における再犯防止の重要性が増す中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国だけでなく地方公共団体にも再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務があることが明示されました。国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されています。

また、熊本県においては、令和3年3月に「熊本県再犯防止推進計画」、令和6年3月に「第二次熊本県再犯防止推進計画」が策定されています。

本市では、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人の円滑な社会復帰の支援等、再犯防止の推進を目的とする「宇城市再犯防止推進計画」を策定し、より安全でより安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 基本方針

この計画では、国の第二次再犯防止推進計画及び第二次熊本県再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、次の5つを基本方針とします。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療や福祉的支援の提供
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

3 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が社会復帰し、地域で生活していくためには、地域住民の理解・協力が必要です。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人や、そうした人の社会復帰支援の重要性等への理解を促進するため、刑事司法関係機関等だけでなく、地域の保護司会や行政等関係団体が主体となり、「社会を明るくする運動」を実践し、市民への周知啓発を図ります。

また、市の広報紙やホームページなど広報媒体を活用し、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰に向けた支援についての理解促進に努めます。

(2) 就労・住居の確保

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

就労においては、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を雇用し、更生を支える協力雇用主等の存在が不可欠であることから、市内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図ります。

また、安定した生活を維持できるよう、市営住宅の提供を行うなど、住居の確保に関する支援提供に努めます。

(3) 保健医療や福祉的支援の提供

犯罪や非行をした人については、全国的に高齢化が進んでおり、そうした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができず、再犯につながったケースもあると考えられています。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、更生保護に携わる民間ボランティアや刑事司法関係機関、福祉サービス関係機関等が連携し、保健医療や福祉的支援を提供できる体制の確保に努めます。

(4) 非行の防止と修学支援

犯罪や非行を防ぐためには、学齢期等のより早期の段階において、規範意識の向上を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援を提供する必要があると考えられることから、学校を始めとする地域の関係機関や団体等と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。

また、児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組むとともに、非行等により通学や進学を中断した未成年に対し、関係機関同士が連携した修学支援を行う体制の確保に努めます。

(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰支援等の再犯防止の取組について、国や県と連携しながら推進します。

一方、再犯防止の取組は、地域福祉活動の一環であり、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。

司法機関や地域の保護司会及び更生保護女性会等の関係機関・団体等との連携を強化し、連携・協働による取組を推進します。

第8章 計画の推進

1.計画実現のための役割と取り組み

(1) 市及び行政の役割と取り組み

地域住民や関係機関等との連携推進、総合的な視野での地域福祉推進のための取り組みの計画と実践、計画の達成状況の評価・公表等、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取り組みとしては、横断的な対応が可能な情報の収集及び統合を行う仕組みづくり、インターネットや広報紙等を通じた周知、人材育成の促進、市独自の支援体制を構築していくための取り組み等に力を入れるとともに、下記の取り組みを重点的に推進します。

■ 市全体での推進

地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまでが充実して暮らせること」であり、このことが地域運営の基本となります。そのため、行政はもとより、地域住民、福祉関連事業所、各種機関・事業所等、本市を構成するあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進めます。

■ 行政施策全体での推進

行政施策全般を地域福祉の視点（高齢者、障がい者、こどものこと、地域の特性を踏まえる）で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上に、より一層資する内容となるよう努めます。特に、今後一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費・介護給付費の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識し、行政全体で地域福祉に係る取り組みを推進します。

■ 地域福祉推進の財源確保

地域福祉は介護保険事業等と異なり事業収入を伴うものではなく公的な財源・人材の確保が必要です。特に、医療費・介護給付費ができるだけ増えないようにするためにも、社会福祉協議会が行う地区福祉会活動支援、生活支援ボランティア養成等に必要な財源・人材の確保を行政の役割として行っていくます。

（２）地域福祉推進に関する社会福祉協議会の役割

住民と事業者の連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、困窮者等への援助等、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役割を果たします。

■ 社会福祉協議会の位置づけ

住民の地域支え合い活動や意識づくり・人材育成が地域福祉推進においては重要です。社会福祉協議会は、社会福祉法において、住民活動の支援にあたる役割が位置づけられており、地域住民や各種団体との密接な関係を活かしていきます。

■ 地域福祉活動計画の役割

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の今後のあり方や事業内容の検討等を行う計画であるとともに、地域福祉を具体的に進めるための方策を定めるものです。

第３章で整理した地域福祉計画で取り組む地域福祉活動をより具体的に進める役割があります。

■ 地区福祉会、校区福祉会の支援

本市では平成１８年度以降、行政区を単位に地域住民による支え合い活動を進める地区福祉会を立ち上げています。この活動支援は地域福祉活動計画の中で重要な役割を果たします。

2.関係団体との連携・協働と計画の進行管理

(1) 市及び社会福祉協議会と地域福祉関係団体との連携強化

地域福祉を推進する上で、市と社会福祉協議会の連携・協働はもちろんのこと、各種福祉団体等も重要な役割を担っており、これらの団体間の連絡調整・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めます。

■ 市と社会福祉協議会との連携強化

市と地域福祉を推進する中核を担う組織である社会福祉協議会との連携を強化し、地域に根差した幅広い福祉施策を推進します。

■ 民生委員・児童委員との連携強化

高齢者や障がい者等の相談対応や助言を行うために必要な知識、技術を習得するための研修を進めるとともに、関係団体との情報交換を支援し、地域における活動の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員は地域福祉推進の重要な担い手であることから、成り手不足にならないための取り組みを検討し実施します。

■ 地区福祉会（行政区等）との連携強化

地区福祉会（行政区等）は地域と行政の重要なパイプ役であるとともに、行政区の課題解決を担う存在であり、後継者及び成り手不足にならないための取り組みを検討し実施します。

■ 地域人材及び団体活動等との連携強化

行政区長、民生委員・児童委員、老人会、婦人会、シルバーヘルパー、食生活改善推進員、障がい者団体、自主福祉活動に取り組む福祉団体等への情報提供を行い、活動を支援します。

■ 福祉事業所等との連携強化

福祉事業所等は地域と行政を専門的な視点で結ぶ存在であるとともに、支援を必要とする人たちを直接支援する役割を担っており、必要不可欠な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。

■ 各種団体等の連携及びネットワーク化の促進

福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。

（２）計画の周知

地域福祉を推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、地域住民や関係機関・団体、事業所、行政等、計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要です。

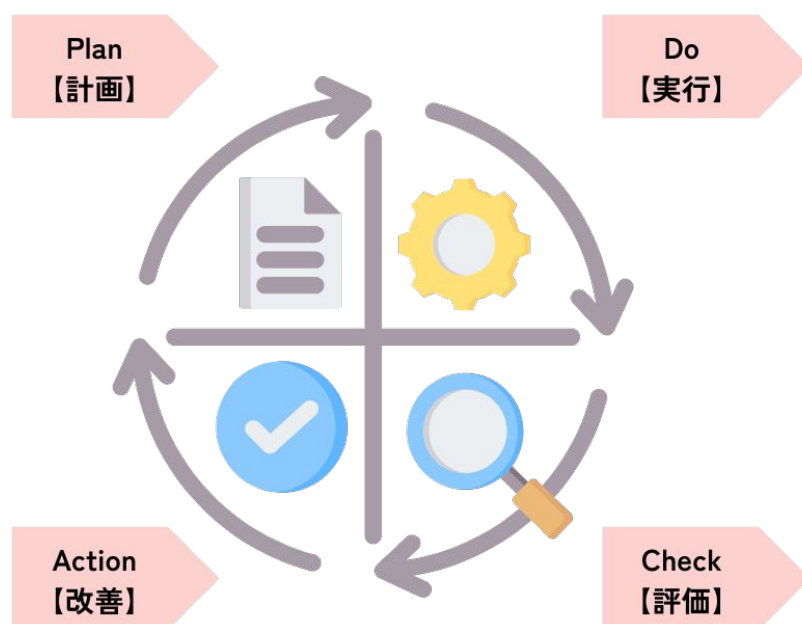
そのため、市及び社会福祉協議会は広報紙やホームページ等を通じてこの計画を公表し、地域住民等の地域福祉に対する意識の高揚を図り、計画を推進します。

（３）計画の進行管理・評価

本計画の着実な実施のため、各施策の担当者により取り組み状況进行评估し、PDCAサイクルの考え方に則って計画の進行管理と点検を行います。

計画推進のための体制として、「宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会」において、年度ごとに計画の進行状況の把握や推進に関する総合的な検討を行います。

また、社会情勢の変化や制度改正等の際には、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。



資 料

○宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会設置要綱〔社会福祉課〕

（設置）

第1条 宇城市における地域福祉を総合的に推進することを目的として、宇城市地域福祉計画及び宇城市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等の意見を聴くため、宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）計画の進行状況の確認及び推進のための方策に関すること。
- （2）計画の見直しに関すること。
- （3）その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表第1に定める職にある者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に所掌事項に係る関係者の出席者を求めることができる。

（部会）

第7条 計画原案策定に至るまでの素案の立案及び調査検討するため、公募等により選出された市民等で構成する別表第2に定める市民部会及び市職員等で構成する別表第3に定める作業部会を置く。

- 2 市民部会の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(庶務体制)

第8条 協議会及び部会に係る庶務は、福祉部社会福祉課並びに社会福祉協議会との共管とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成26年8月15日告示第99号）

別表第1（第3条関係）

所属団体名	役職名
宇城市行政区長会	会長
宇城市民生委員児童委員連絡協議会	会長
宇城市老人クラブ連合会	会長
宇城市地域婦人会連絡協議会	会長
宇城市健康づくり推進員会	会長
宇城市ボランティア連絡協議会	会長
宇城市身体障害者協議会	会長
介護老人福祉施設	施設長
宇城市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員	代表者
宇城市PTA連合会	会長
宇城市母子保健推進員	会長
家庭児童相談員	相談員
宇城市社会福祉協議会	事務局長
福祉部	部長
福祉部	部次長

別表第 2（第 7 条関係）

機関名	三角地区	不知火地区	松橋地区	小川地区	豊野地区
公募市民	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
地区福祉会	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人
単位民生委員児童委員協議会	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人
地域婦人会連絡協議会	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人
老人クラブ連合会	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人
身体障害者協議会	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人	代表者 1 人
社協職員	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人
行政職員	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人	職員 1 人

別表第 3（第 7 条関係）

課名	職
健康づくり推進課	さしより野菜推進係長
	感染症対策係長
	地域保健係長
高齢介護課	介護保険係長
	高齢者支援係長
子ども未来課	給付支援係長
	保育園係長
こどもセンター	少子化対策係長
	子育て包括支援係長
社会福祉課	課長
	障がい福祉係長
	生活保護係長
	地域福祉係長
社会福祉協議会	地域福祉課長

第4期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画策協議会委員名簿

No.	所属団体名	役職名	氏名（敬称略）
1	宇城市行政区長代表者連絡会	会長	松尾 恵介
2	宇城市民生委員児童委員連絡協議会	会長	高橋 清勝
3	宇城市老人クラブ連合会	会長	浦川 節生
4	宇城市地域婦人会連絡協議会	会長	濱崎 壽子
5	宇城市健康づくり推進員会	会長	三浦 幸博
6	宇城市ボランティア連絡協議会	会長	吉田 良一
7	宇城市身体障害者協議会	会長	田中 正信
8	介護老人福祉施設 特別養護老人ホームしらぬい荘	施設長	由布 眞知子
9	宇城市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員	代表者	林田 恵美子
10	宇城市PTA連合会	会長	中山 弘幸
11	宇城市母子保健推進員	会長	神之田 歩美
12	家庭児童相談員	相談員	松本 千紗都
13	宇城市社会福祉協議会	事務局長	杉浦 正秀
14	福祉部	部長	岩井 智
15	福祉部	部次長	平松 洋介

◎

○

◎会長 ○副会長

計画策定の経緯

開催日	内 容
令和6年 3月2日～3月23日	市民アンケート（WEB）の実施
7月16日～8月15日	市民アンケート（紙）の実施
10月23日	第1回 策定協議会 ・委嘱状交付 ・策定協議会会長の選任 ・第3期計画の概要及び進捗状況について ・第4期計画の策定方針について
10月30日	第1回 市民部会の開催 ・委嘱状交付 ・第3期計画の概要及び進捗状況について ・第4期計画の策定方針について
12月6日	第2回 市民部会の開催 ・ワークショップ 「地域でいま困っていること」 「困りごとを解決するために地域で取り組めること」
12月27日	作業部会委員意見聴取
2月26日	第2回 策定協議会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の検討
2月28日～3月19日	パブリックコメントの実施
3月24日	市長への答申

第4期 宇城市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月 策定

【編集・発行】

■宇城市 福祉部 社会福祉課

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL 0964-32-1111（代表）

FAX 0964-32-0110（代表）

■社会福祉法人 宇城市社会福祉協議会

〒869-0524

熊本県宇城市松橋町豊福1786番地

TEL 0964-32-1316（代表）

FAX 0964-32-6455（代表）